

(仮称)次期北九州市いきいき長寿プラン
【素案】

(令和 3 年度～令和 5 年度)

目 次

第1章 計画の策定の趣旨と位置づけ

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 現状と課題

- 1 高齢者を取りまく現状
- 2 分野ごとの現状と今後の課題
 - (1) 生きがい・社会参加・地域貢献
 - (2) 健康づくり・介護予防
 - (3) 地域の見守り合い・支え合い
 - (4) 認知症高齢者の状況
 - (5) 家族介護者の状況
 - (6) 地域における支援体制（医療と介護の連携）
 - (7) 介護サービス
 - (8) 権利擁護・虐待防止
 - (9) 生活環境等
 - (10) 高齢者福祉施策の要望
- 3 主な成果指標の実績

第3章 計画の基本目標と施策の柱

- 1 計画策定にあたっての視点
- 2 本計画の基本目標
- 3 目標と施策の方向性
 - ◇ 計画の体系図

第4章 計画の推進体制

- 1 市民、関係機関・団体、行政に期待される役割
- 2 計画の周知
- 3 進捗状況等の評価
- 4 施策等の重点化
- 5 国・県における施策との調整

第5章 具体的な取り組み

目標① いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・地域貢献の推進

【施策の方向性2】主体的な健康づくり・介護予防の促進

目標② 高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

【施策の方向性1】見守り合い・支え合いの地域づくり

【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進

【施策の方向性3】家族介護者への支援

目標③ 住みたい場所で安心して暮らせるまち

【施策の方向性1】地域支援体制（医療と介護の連携等）の強化

【施策の方向性2】介護サービス等の充実

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化

【施策の方向性4】安心して生活できる環境づくり

◇ 成果指標

第6章 介護サービス利用の見込み等と保険料について

資料

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨と背景

<高齢化のさらなる進展と生産年齢人口の減少>

本市は、政令指定都市の中で最も高齢化が進行しており、平成27（2015）年の国勢調査で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が29.3%、令和2（2020）年3月31日現在の住民基本台帳では、30.7%となるなど、全国平均（平成27年26.6%）を上回って推移しています。また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本市の人口の32.8%が65歳以上になると予測されています。

この高齢化率の上昇は、老年人口（65歳以上）の増加に加え、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）の減少によるもので、近年、社会動態の減少も進んでいることから、高齢化とともに、人口減少も進んでいます。

<社会保障給付費の増加>

介護サービスを利用する割合が高い75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、本市の介護サービス等の費用総額は、今後、大きく増加が見込まれています。また、国民健康保険加入者、後期高齢者被保険者一人当たりの医療費は、従前より、全国平均よりも高い水準で推移しており、生活習慣病等の発症予防や介護予防の取り組みの重要性が増しています。

<新型コロナウイルスの感染拡大>

令和2（2020）年、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、本市においても、3月に陽性患者が発生しました。4月には、「緊急事態宣言」が発出され、市民へ外出自粛やイベント中止等の要請を行ってきました。このため、各種通いの場、生きがい講座、交流会、ふれあい・見守り活動など多くの事業に大きな影響が出ています。

<計画策定にあたって>

高齢化や人口減少という社会構造の変化、社会保障給付費の増加により、高齢者の意欲を増進し、高齢者が支えられる側ではなく、社会や経済の担い手・支える側として活躍の幅を広げ、様々な制度や仕組みを持続可能なものにする必要があります。

また、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現を目指します。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、私たちは、新しい生活様式を実践するとともに、事業実施にあたっては、感染予防との両立を図る必要があります。今後、新たな感染症が発生するおそれもあります。加えて、近年、全国各地で多くの自然災害が発生しており、本市でも、いつどこでどんな災害が起こるかわかりません。そこで、平常時から、感染症や災害発生時を想定した備えを講じます。

【参考：国の動きと本市の動き】

＜地域包括ケアシステムの構築にむけて＞

「地域包括ケアシステム」とは、「病気や重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組み」です。

本市では、平成 26（2014）年に地域包括ケアシステムの構築が介護保険法に盛り込まれて以降、様々な施策に取り組み、地域に根ざした活動が展開されてきました。今後、さらなる深化を進めるにあたっては、個人を支える多職種の連携や地域活動の担い手の育成、地域資源の活用も図るとともに、高齢者が意欲や能力・持ち味を発揮し、地域包括ケアシステムの重要な支え手となる環境整備が必要です。

また、地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、4 つの助「自助」・「互助」・「共助」・「公助」について、基本的な考え方とそれぞれの関係性を理解することが大切です。自分のことを自分でする「自助」、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いである「互助」、介護保険など制度化された相互の支え合いである「共助」、税金による生活保障を行う社会福祉制度である「公助」、これらが連携することによって、様々な生活課題を解決していくことができます。本市を取り巻く少子高齢化や財政状況から、「公助」「共助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが求められています。

＜保健事業と介護予防の一体的実施＞

市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制整備等を盛り込んだ改正法が令和 2 年 4 月施行され、高齢者の特性に応じたきめ細やかな支援を行うための枠組みにより、高齢者の全人的なニーズを捉え、予防段階から保健医療、介護予防等を含めた包括的な支援に結びつけていくことを目指すことが求められています。

本市においても、令和 2 年度に福岡県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、一体的実施に取り組みはじめ、今後は、医療専門職をコーディネーターとして、国保データベース（KDB）システムを活用しながら効果的・効率的なアプローチを展開するハイリスクアプローチと、高齢者が集まる通いの場等において、自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図るホビュレーションアプローチとを組み合わせることで実施することとしています。

人生 100 年時代における健康寿命の延伸に向け、高齢者の健康づくりのためには、専門職の知見・分析力と市民、地域の医療関係団体等との協働が不可欠です。一体的実施では、地域の健康課題を分析し、それを住民と共有し、戦略的な対応につなげられるような仕組みづくりを意図しており、引き続き市内の関係者との連携を強化し、地域の実情にあった効果的な取り組みを推進していきます。

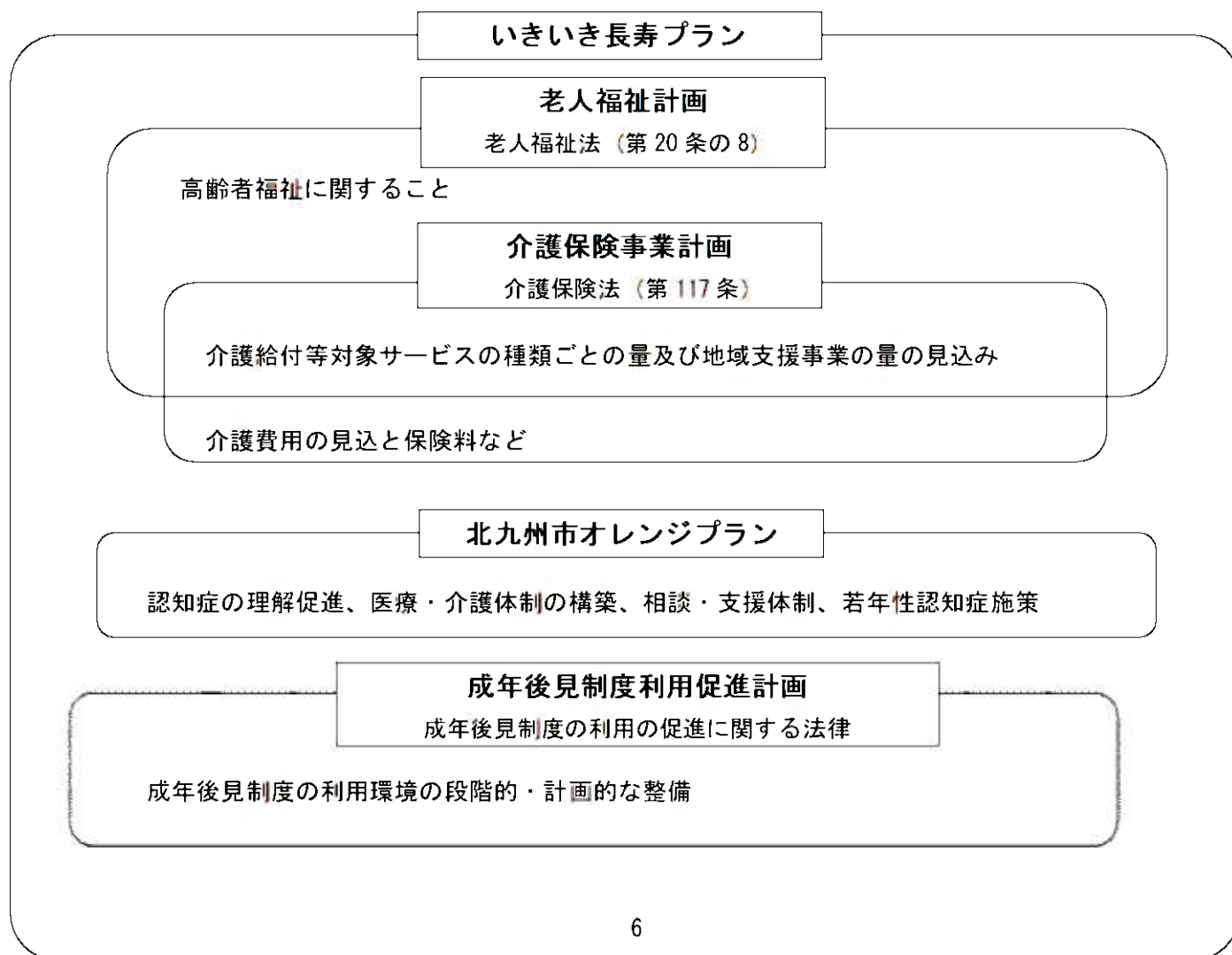
2 計画の位置づけ

(1) 法定計画として策定

本市では、平成5年度に高齢化社会のモデル都市づくりを進めるためのマスタープランとして、「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、高齢化に対応する市民サービスの充実や行政体制の整備を進めました。また、これらの成果を踏まえ、さらなる高齢化に対応するため、平成18年度から新たな計画として、「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定しています。

本計画は、第5次計画にあたる「北九州市いきいき長寿プラン（平成29年度～令和2年度）」を引き継ぐ計画であり、以下の内容を包含した保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画です。

- ・介護保険法（第117条）に規定されている介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定める「介護保険事業計画（第8期）」
- ・老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」
- ・厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、本市独自の方策を加えた、「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市オレンジプラン）」
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」（今回の計画より）



(2)「元気発進！北九州」プランの分野別計画として策定

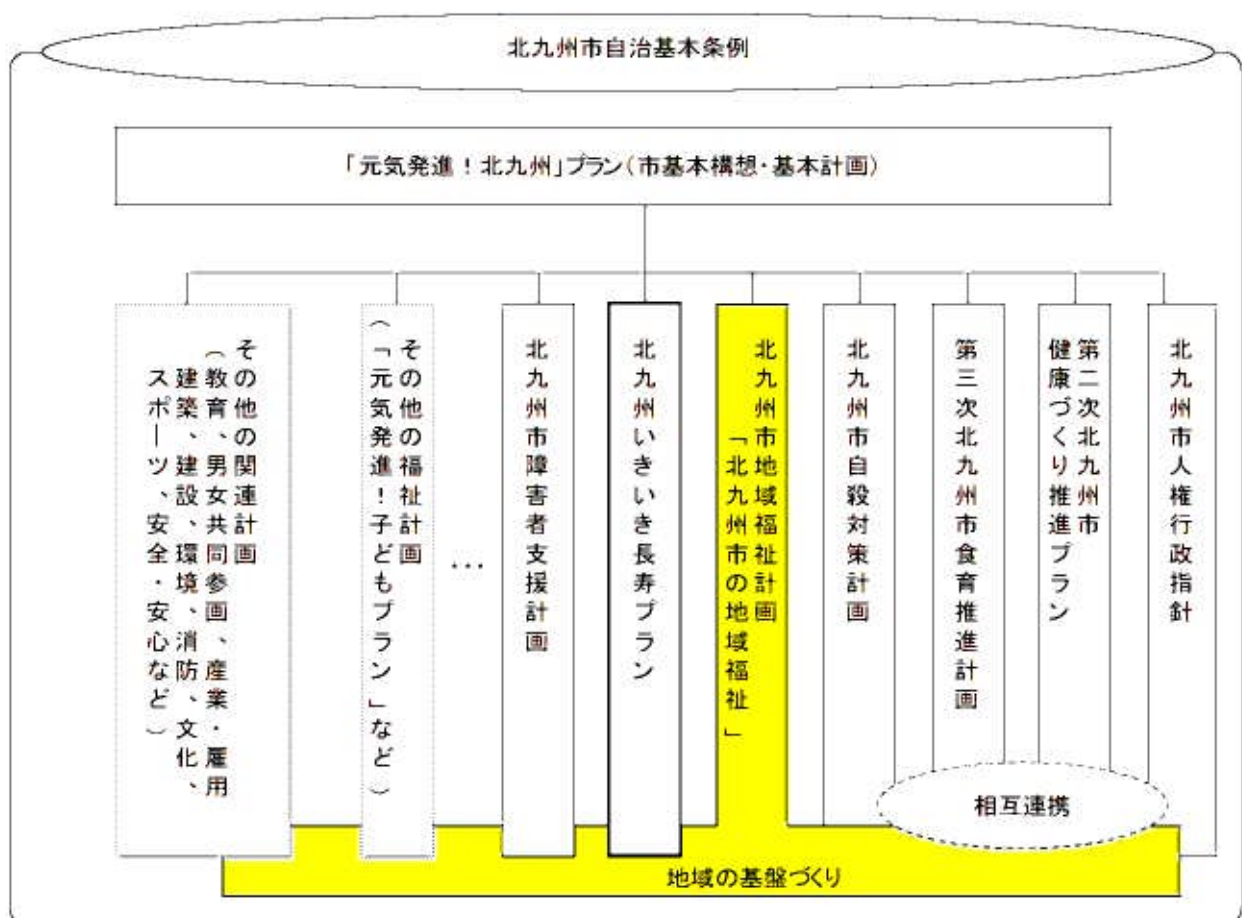
本計画は、本市の基本構想・基本計画である『「元気発進！北九州」プラン』に基づく分野別の計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、『「元気発進！北九州」プラン』の分野別計画である「北九州市障害者支援計画」、「北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市生涯学習推進計画」や、「北九州市高齢者居住安定確保計画」などと相互に連携を図ります。

(3)「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を基盤として策定

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民、地域団体、保健・医療・福祉・介護関係者、NPO・ボランティア団体、民間企業などが一体となって、身近な見守りや交流など、地域における様々な取組を進める必要があります。

本市では、このような取組を進めるため、地域社会全体で共有する指針として、平成22年度「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を策定、平成29（2017）年6月には、「北九州市の地域福祉2011～2020 中間見直し強化プラン」を策定しました。また、令和3（2021）年3月、「次期北九州市地域福祉計画」を策定することになっています。

本計画における地域の交流・見守り・支え合いなどの施策の展開にあたっては、地域福祉計画で進められる地域の基盤づくりのもと、様々な関係団体と行政が連携・協働しながら取組を進めます。



(4) 「北九州市自治基本条例」を踏まえて策定

本市は、平成 22 (2010) 年度に、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本事項を定めた「北九州市自治基本条例」を制定しています。本計画では、当該条例の趣旨（「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」ということを基本理念とする本市の市政運営における基本ルール）を踏まえて策定し、指針に基づいて施策を推進していきます。

(5) 「北九州市SDGs未来都市計画」との関係

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための 2030 年までの世界の開発目標です。北九州市は、これまでの取り組みが高く評価され、平成 30 (2018) 年 4 月、OECD より「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年には、SDGs 未来都市に選定されました。北九州市は、SDGs の先進都市として、市民や企業、団体などと連携し、市一体となって SDGs 達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、平成 30 (2018) 年 8 月に策定された「北九州市SDGs未来都市計画」が目指す 17 のゴール 達成に向けて、施策を推進します。



(6) 市民、関係団体などの幅広い意見を踏まえて策定

本計画は、保健・医療・福祉・介護関係者や学識経験者、公募による市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」で出された意見や、令和元 (2019) 年度に行った「北九州市高齢者等実態調査」等の各種調査の結果等を踏まえて策定したものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間 とします。

《参考：計画期間の根拠について》

「介護保険事業計画」は、3 年を 1 期として策定することが介護保険法（第 117 条）に規定されています。また、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」は、一体のものとして作成することが介護保険法（第 117 条）及び老人福祉法（第 20 条の 8）に規定されています。

第2章 現状と課題

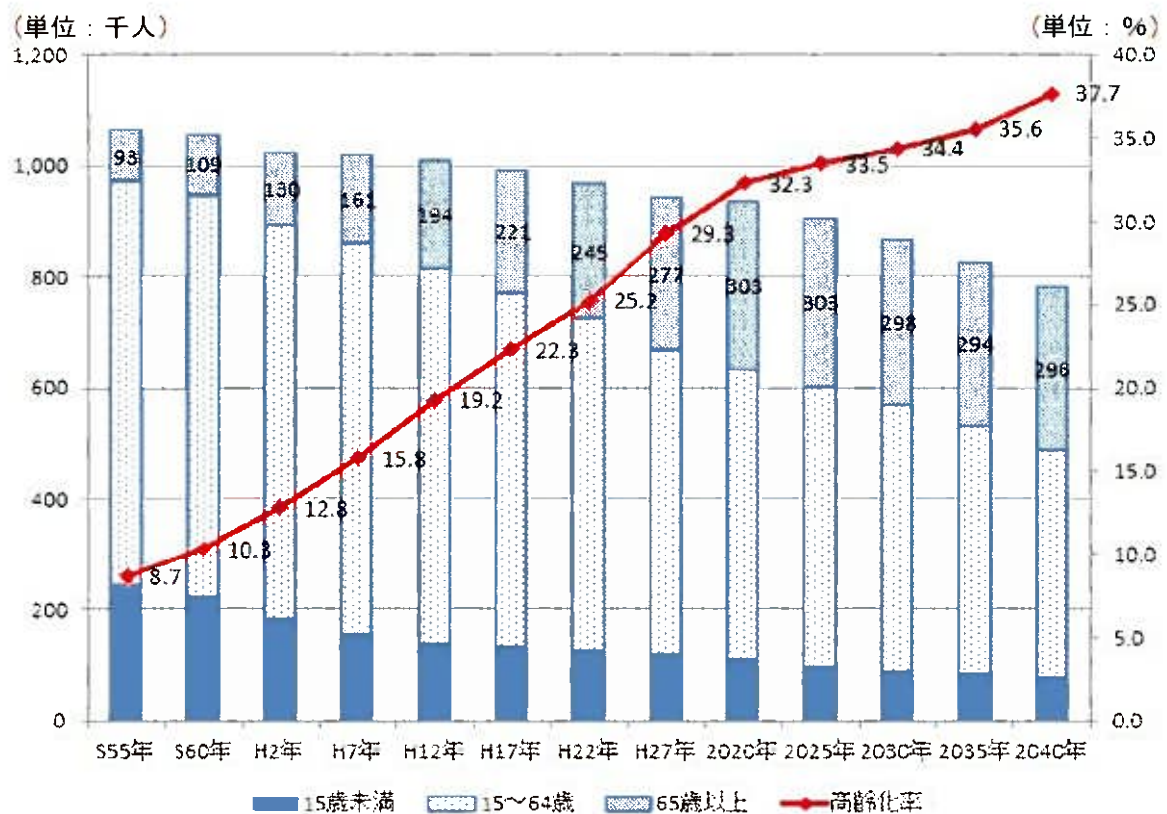
1 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢化率の上昇

○本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）は、平成 2 年に全国を上回り、その後、一貫して全国よりも高い水準で推移しています。

○65 歳以上の高齢者に占める 75 歳以上高齢者の割合は、平成 27（2015）年国勢調査では 49% でしたが、令和 2（2020）年には 5 割を超え、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～24 年に生まれた人）」が 80 歳以上になっている令和 12（2030）年には 65%になると見込まれています。

【図 本市の人口及び高齢化率の推移】



【資料】2015（平成 27）年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）』の「男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果」による推計結果

【図〇 生産年齢人口と高齢者人口の増減】

	昭和 55 年	平成 27 年	増減	令和 2 年 (2020) 年	令和 12 (2030) 年	令和 22 (2040) 年
15～64 歳	725, 073	549, 397	△175, 676	539, 009	484, 301	422, 797
65～74 歳	62, 202	141, 085	78, 883	138, 624	106, 874	120, 924
75 歳以上	30, 489	136, 035	105, 546	152, 249	187, 413	174, 716

【資料】昭和 55 年・平成 27 年は国勢調査（総務省）

令和 2（2020）年は令和 2 年 3 月末の住民基本台帳

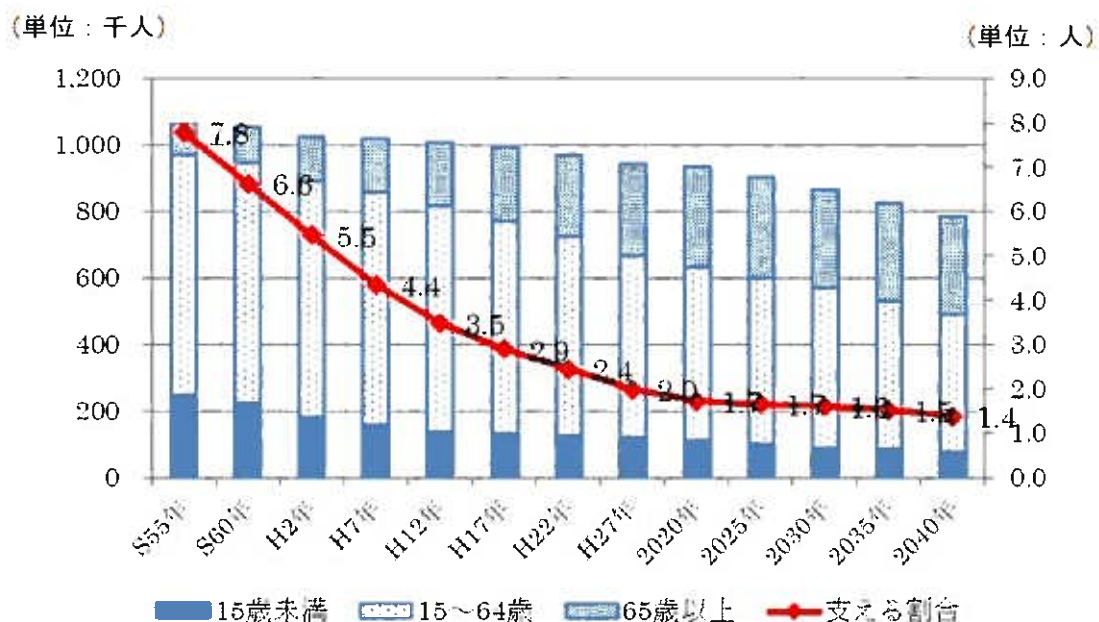
令和 12（2030）・令和 22（2040）年は、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果

（2）総人口・生産年齢人口の減少

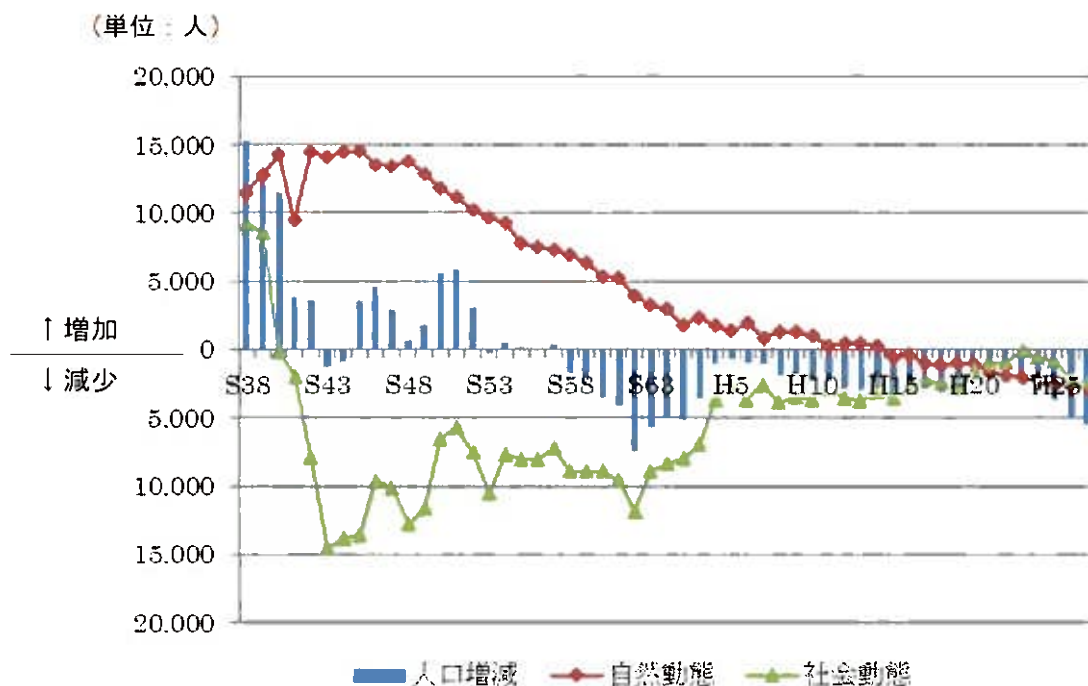
○総人口は、昭和 57（1982）年頃までは社会動態の減少分を自然動態で補うことで維持していましたが、近年では、大学等を卒業した若年者や、転職期とされる 30 代での転出超過といった社会動態の減少分を自然動態で補うことが難しくなり、人口減少が続いています。

○年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）は、今後も減少を続けると推計されています。昭和 55（1980）年には 1 人の高齢者（65 歳以上）に対して 7.8 人の現役世代（15～64 歳の者）だったものが、令和 2（2020）年には高齢者 1 人に対して現役世代 2.0 人となっています。その後も現役世代の割合は低下を続け、2040 年には、1 人の高齢者に対して 1.4 人の現役世代という比率になると見込まれています。

【図〇 65 歳以上人口を 15～64 歳人口で支える割合】



【図〇 北九州市の人口増減、社会増減、自然増減の推移】



【資料】北九州市作成資料（長期時系列統計）

(3) 平均寿命と健康寿命

○本市の平均寿命は、昭和40（1965）年以降、一貫して延伸しています。

【図表 平均寿命（0歳の平均余命）】

(単位：年)

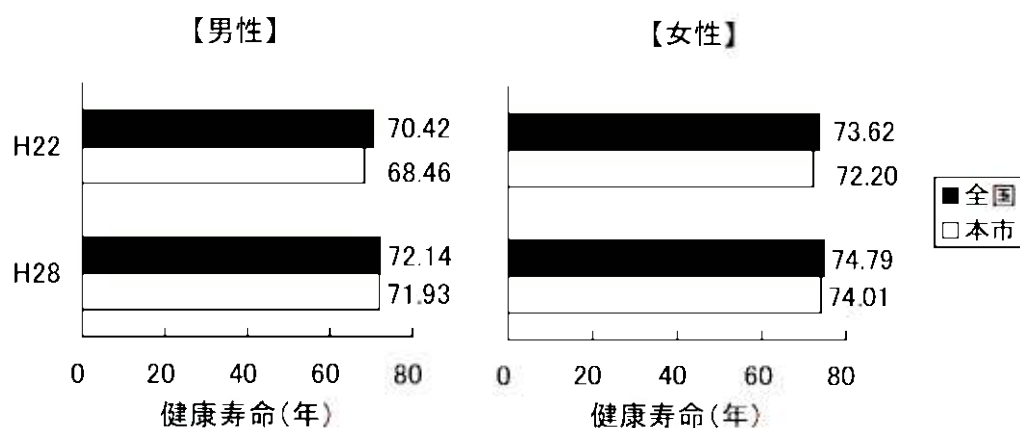
年次	北九州市		全国	
	男性	女性	男性	女性
昭和40年 (1965)	—	—	67.74	72.92
昭和45年 (1970)	69.24	75.08	69.84	75.23
昭和50年 (1975)	70.95	76.94	71.79	77.01
昭和55年 (1980)	72.70	78.84	73.57	79.00
昭和60年 (1985)	73.94	80.66	74.95	80.75
平成2年 (1990)	74.73	81.91	76.04	82.07
平成7年 (1995)	75.82	83.04	76.70	83.22
平成12年 (2000)	77.00	84.21	77.71	84.62
平成17年 (2005)	77.81	85.55	78.79	85.75
平成22年 (2010)	78.85	86.20	79.59	86.35
平成27年 (2015)	80.44	87.06	80.77	87.01

【資料】厚生労働省「平成27年都道府県別生命表の概況」

○平成 28（2016）年調査による本市の健康寿命は、男性は 71.93 年、女性は 74.01 年で、それぞれ平成 22（2010）年の前回調査に比べて、男性は 3.47 年、女性は 1.81 年延伸しています。ただし、どちらも全国平均よりも短くなっており、さらに健康寿命の延伸を図ることが必要です。

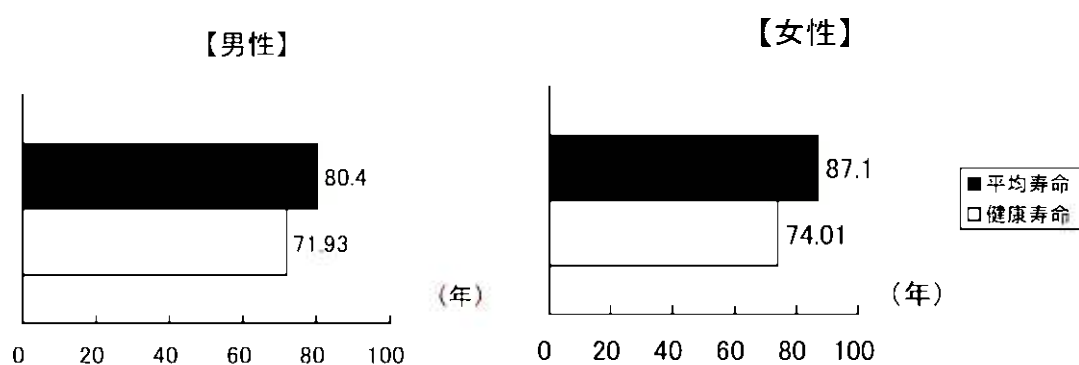
○平均寿命（0 歳の平均余命）と健康寿命（日常生活に制限のない期間）の差は、男性は 8.47 年、女性は 13.09 年となっています。この日常生活に制限のある「不健康な期間」を短くすることが重要です。

図：健康寿命の推移



【出典】厚生労働省科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病予防対策の費用対効果に関する研究」

図：平均寿命（H27）と健康寿命（H28）



【出典】健康寿命：厚生労働省科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病予防対策の費用対効果に関する研究」、平均寿命：厚生労働省「完全生命表」

(4) 社会保障給付費に対する影響

○北九州市の国民健康保険加入者（0～74歳）のうち、44%が65歳以上の高齢者です。平成30（2018）年度の1人当たり医療費は全国平均の約1.12倍で、依然、高い水準にあります。全国平均との差を少しずつ縮めています。疾患別に医療費の状況を見ると、高血圧、糖尿病等の生活習慣病や、脳血管疾患、虚血性心疾患などの生活習慣病が重症化した疾患の医療費が総医療費の約19%を占めており、予防が可能な生活習慣病に対する取り組みが重要です。

【表〇 国保加入者1人当たりの医療費】

	全国平均	北九州市
平成28（2016）年度	352,839 円	397,422 円
平成29（2017）年度	362,159 円	404,945 円
平成30（2018）年度	367,989 円	410,500 円

【表〇 国保総医療費に占める生活習慣病と生活習慣病が重症化した疾患の医療費の推移（単位：円）】

脳	心	腎		高血圧	脂質 異常症	糖尿病
脳梗塞 脳出血	狭心症 心筋梗塞	慢性腎不全				
		透析あり	透析なし			
2.4%	2.1%	2.6%	0.5%	3.8%	2.7%	5.2%

【資料】北九州市作成資料（KDBより）

○高血圧や糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病予防、重症化予防を目的とした、北九州市国民健康保険特定健診の受診率※は、平成30年度36.6%（20政令市中5位）、また、健診後に生活習慣の改善を目的に実施する特定保健指導の実施率※は31.9%（20政令市中4位）でした。

○平成20年度に特定健診・特定保健指導の実施が全保険者に義務づけられて以降、受診率、特定保健指導実施率ともに上昇していますが、国の定める目標値（60%）の達成には程遠い状況です。特定健診の結果をみると、メタボリックシンドローム該当者の割合が40～64歳では17.4%、65～74歳では22.8%と、高齢になるほど、定期的に治療が必要な疾患をもつ割合が高まることから、健診を定期的に受診し、生活習慣病の重症化を予防することが必要です。

※ 特定健診の受診率：受診者数／国民健康保険被保険者数（40～74歳）

特定保健指導実施率：実施者数／特定保健指導対象者数（40～74歳）

【図〇 特定健診・特定保健指導実施状況（平成 30 年度）】



【資料】北九州市作成

〇福岡県の後期高齢者医療保険の 1 人当たり医療費は全国平均の約 1.25 倍で、平成 14 年から平成 30 年度まで 17 年連続全国第 1 位です。また、北九州市は、福岡県の 1 人当たり医療費よりさらに高く、平成 30 年度は、福岡県の約 1.03 倍、全国平均の約 1.29 倍になっています。

また、内訳をみると、入院、外来医療費ともに高く、入院医療費の上位疾患は、骨折、脳梗塞、慢性腎臓病、外来医療費の上位疾患は、慢性腎臓病、高血圧症、糖尿病といった生活習慣病関連の疾患で、高齢者の人工透析も増加しています。加齢に伴う心身機能の低下と生活習慣病の合併に加え、認知機能や社会的な繋がりといった多様な課題を抱えていることから、疾病の重症化予防や介護予防・フレイルの防止等の高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防の一体的な取組が必要です。

【後期高齢者被保険者 1 人当たり医療費の推移】

	全国平均	福岡県	北九州市
平成 28 年度	934,547 円	1,169,395 円	1,206,166 円
平成 29 年度	944,561 円	1,176,856 円	1,219,400 円
平成 30 年度	943,082 円	1,178,616 円	1,216,877 円

【資料】福岡県 国保医療費及び後期高齢者医療費の現状

（令和 2 年 3 月福岡県保健医療介護部医療保険課）

【平成 30 年度 医療費割合（入院・外来）上位 3 位】

順位	1		2		3	
北九州市 (入院)	疾患	割合 (%)	疾患	割合 (%)	疾患	割合 (%)
	骨折	8.9	脳梗塞	5.8	慢性腎臓病 (透析あり)	3.0

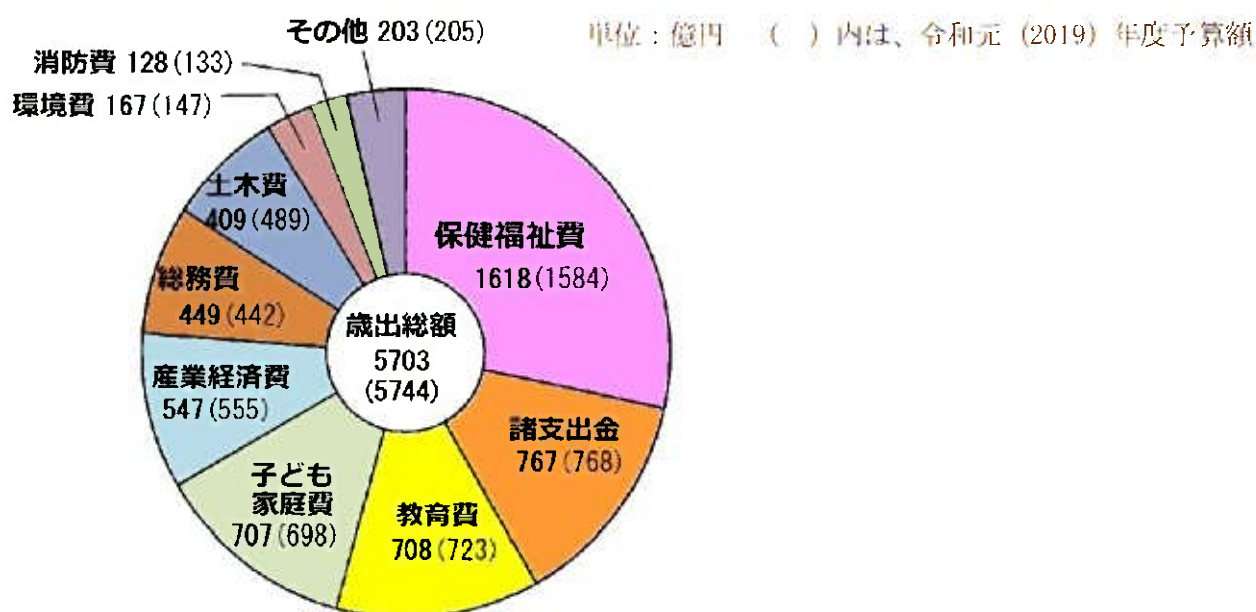
順位	1		2		3	
北九州市 (外来)	疾患	割合 (%)	疾患	割合 (%)	疾患	割合 (%)
	慢性腎臓病 (透析あり)	9.8	高血圧症	7.1	糖尿病	6.4

【資料】KDB システム（疾病別医療費分析 医療費分析（2）大、中、細小分類 平成 30 年累計）

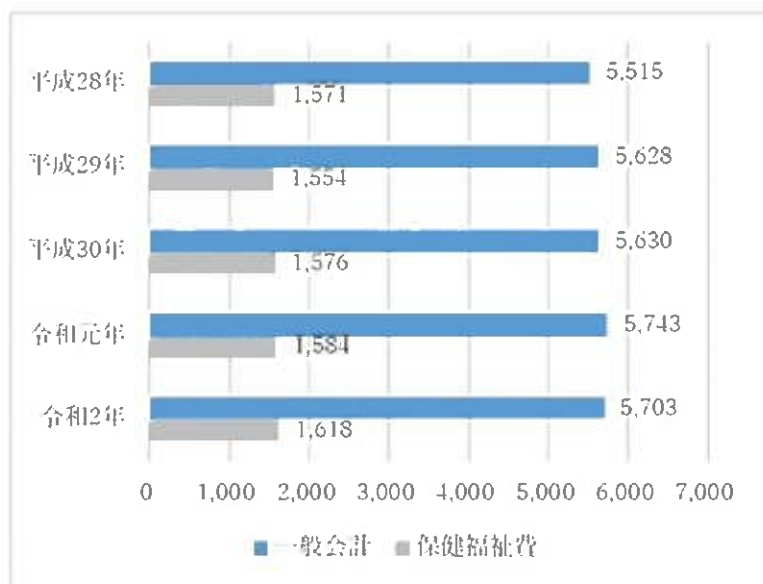
（５）本市の財政状況

○本市の保健福祉費は一般会計の 4 分の 1 を超える水準にあり、保健福祉費の割合も増加傾向にあります。

【令和 2（2020）年度当初予算】

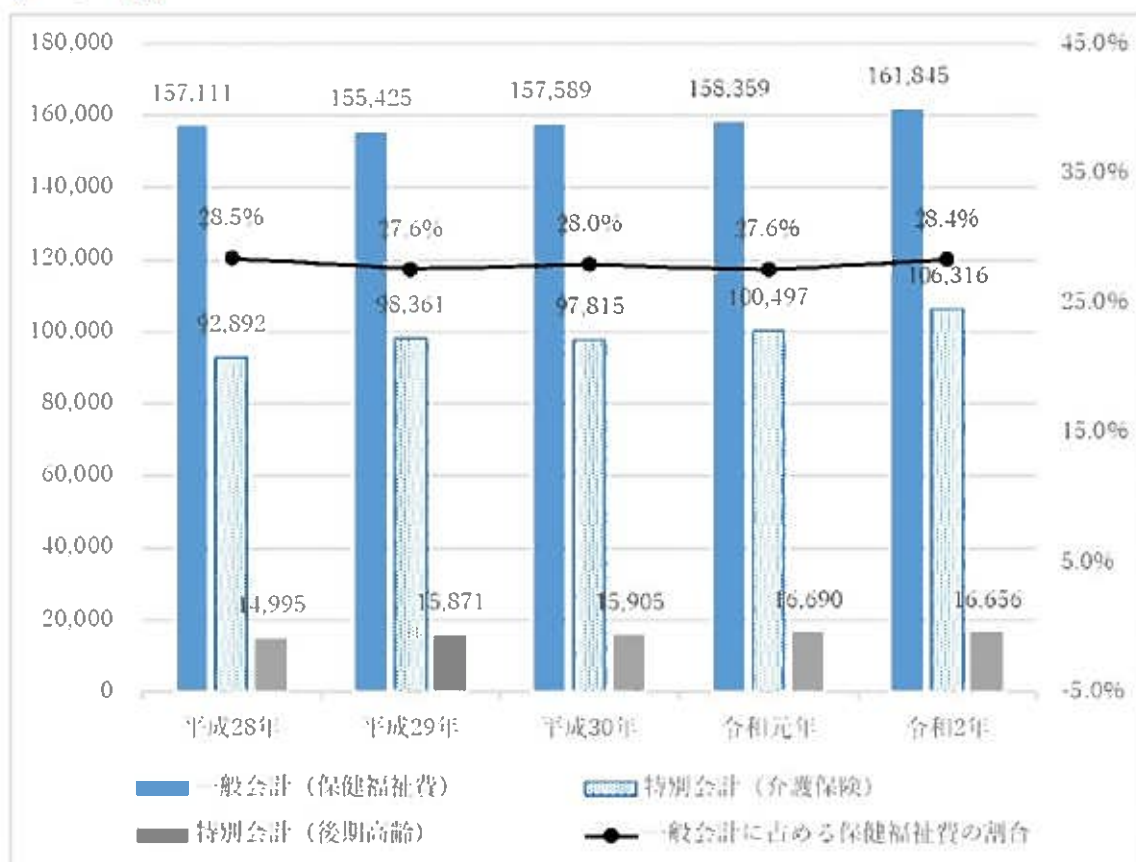


【一般会計当初予算の推移】



【保健福祉関係予算の推移】

(単位: 百万円)

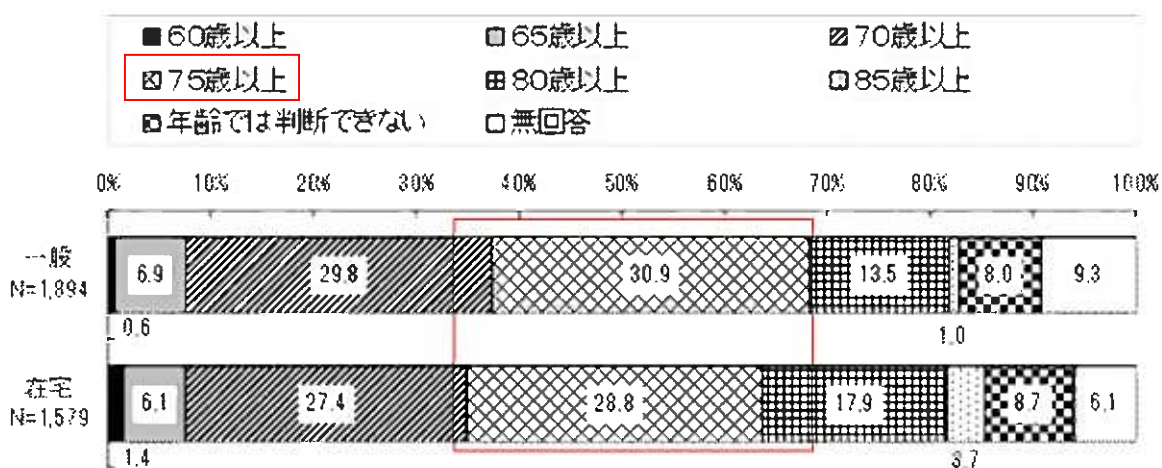


(6) 高齢者の意識

① 「高齢者」と思う年齢の変化

○一般的には、「65歳以上」を高齢者と定義しますが、市民意識では、「高齢者」だと思う年齢については、「75歳以上」とする割合が最も高くなっており、「高齢者」という認識も変化してきていることが伺えます。

問) あなたは、一般的に何歳頃から「高齢者」だと思いますか。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

(※)「一般(高齢者)」と「在宅(高齢者)」

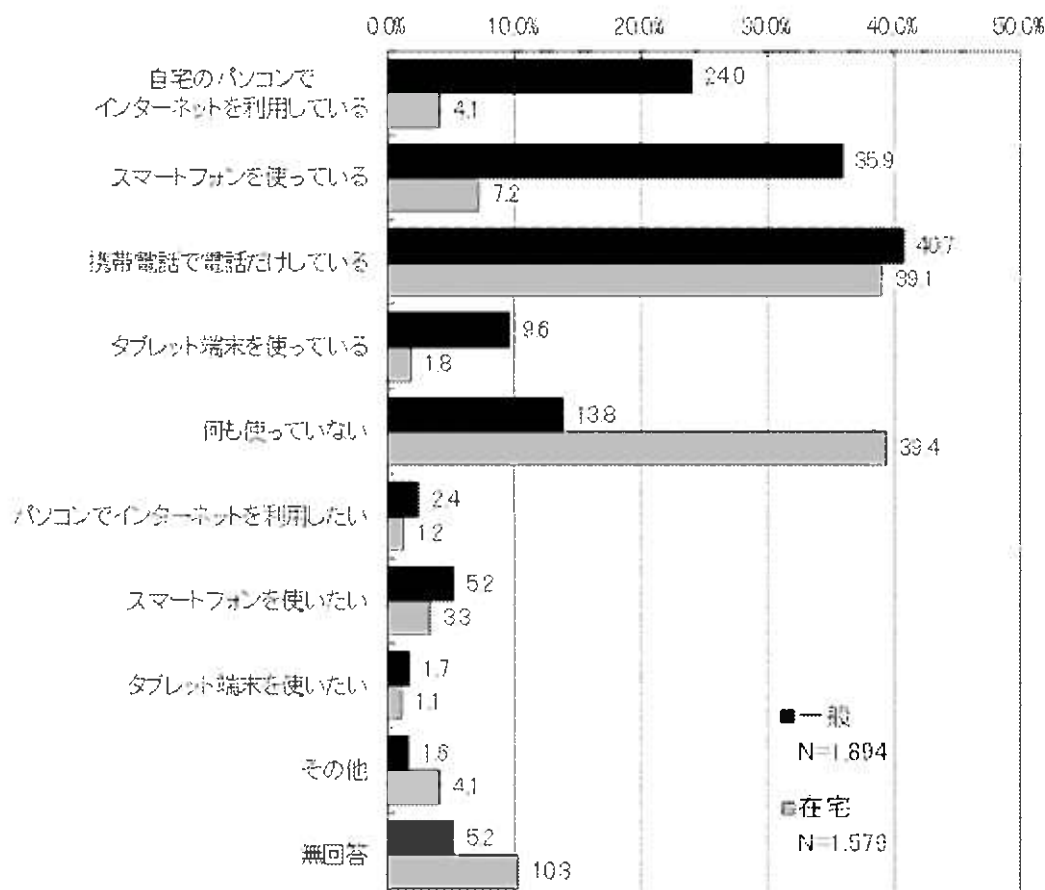
「令和元年度北九州市高齢者等実態調査」では、調査対象を以下のように定義しています。

- ◇一般高齢者：65歳以上の方のうち、要支援・要介護認定を受けていない人
- ◇在宅高齢者：65歳以上の方のうち、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している人
- ◇若年者：40～64歳の人

②ITリテラシーについて

インターネット等の活用状況について尋ねたところ、一般高齢者では、「携帯電話で電話だけしている」が40.7%で最も多く、次いで「スマートフォンを使っている」が35.9%、「自宅のパソコンでインターネットを利用している」が24.0%の順となっています。

在宅高齢者では、「何も使っていない」が39.4%で最も多く、次いで「携帯電話で電話だけしている」が39.1%、「スマートフォンを使っている」が7.2%の順となっています。



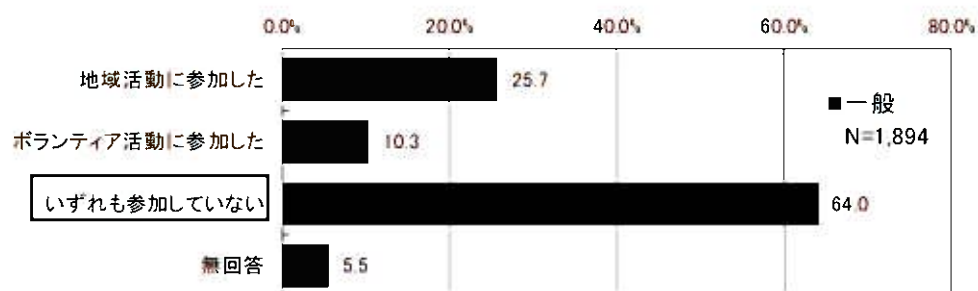
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

2 分野ごとの現状と今後の課題

「いきいき長寿プラン」に基づいたこれまでの高齢者施策の取り組みを踏まえ、現状と今後の課題を分野ごとに考察します。

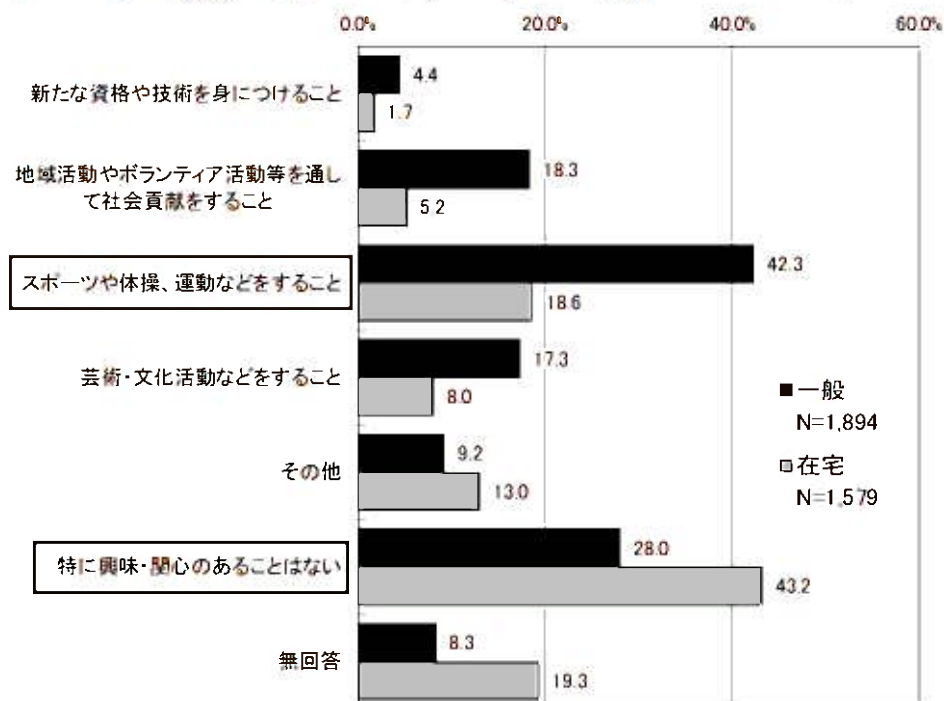
(1) 生きがい・社会参加・地域貢献

一般高齢者に、この1年間に、自治会やまちづくり協議会、老人クラブなどの地域活動に参加したかどうかを尋ねたところ、「いずれも参加していない」人が64.0%でした。



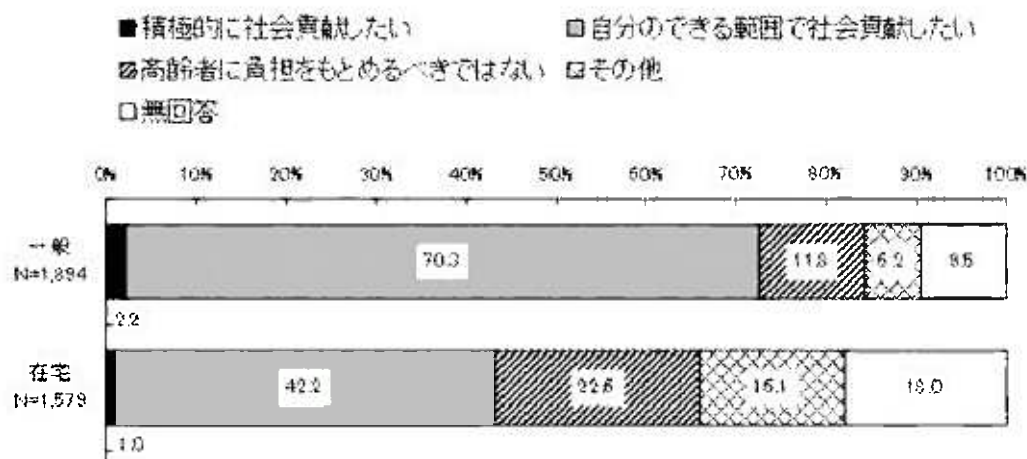
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

また、興味・関心があること、今後取り組みたいことについて尋ねたところ、一般高齢者で「スポーツや体操、運動などをする事」が42.3%で最も高く、次いで「特に興味・関心のあることはない」が28.0%となっており、在宅高齢者では、「特に興味・関心のあることはない」が43.2%で最も高く、次いで「スポーツや体操、運動などをする事」が18.6%となっています。



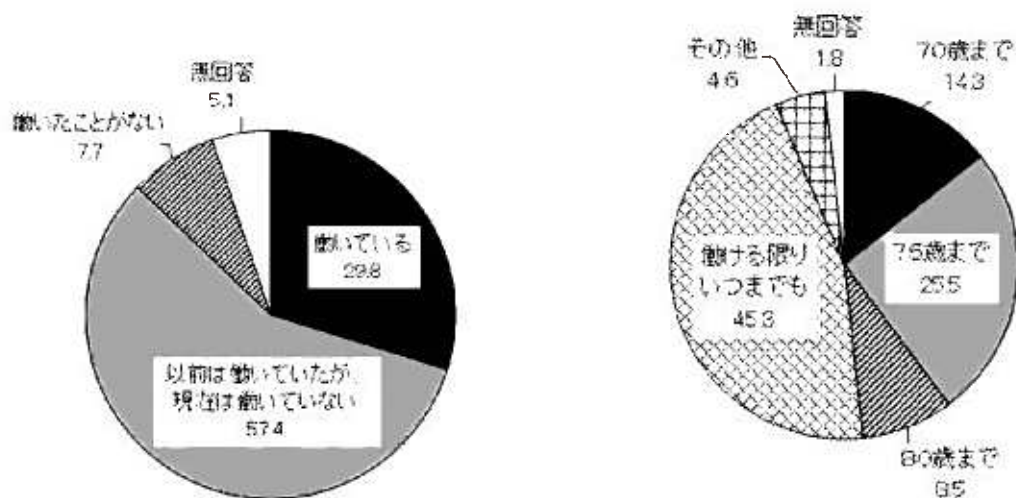
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

高齢化が進む中、高齢者としての社会貢献についてどのように考えるか尋ねたところ、「自分のできる範囲で社会貢献したい」が最も多く、一般高齢者で70.3%、在宅高齢者で42.2%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

就労状況については、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が57.4%で最も多く、次いで「働いている」が29.8%となっています。「働いている」と回答した人にいくつまで働きたいか尋ねたところ、「働ける限りいつまでも」が45.3%で最も多くなっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

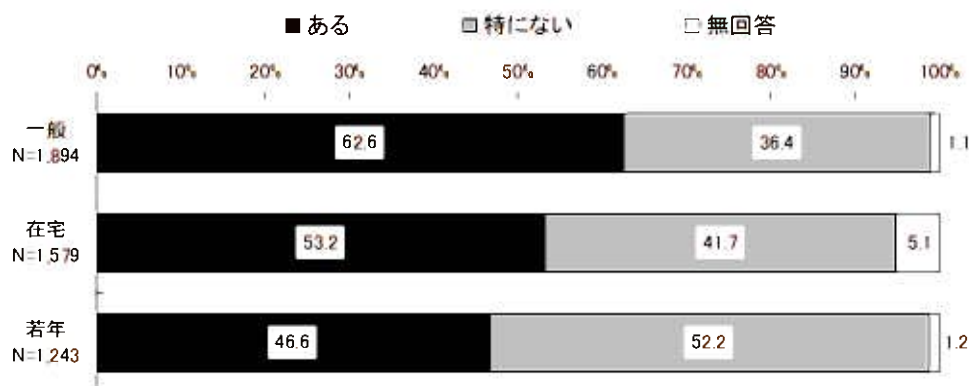
地域活動への参加者は30.4%と、平成28年度の調査結果31.8%に比べ減少していますが、自分のできる範囲で社会貢献したいと考えている高齢者は多くいます。

地域活動、社会参加への意識づけ、意義の周知を図るとともに、教養・文化活動や各種生涯スポーツの参加者を個人の趣味・嗜好にとどめず、学んだ成果を着実に行動につなげるため、地域活動への展開まで含めた事業設計が必要です。

また、高齢期における「就労」については、生計維持のためだけでなく、健康維持（介護予防）や社会参加の意義ももつことから、就労に関する啓発、情報提供や、企業の更なる気運醸成が必要です。

(2) 健康づくり・介護予防

健康づくりや介護予防（フレイル予防）のために、日ごろから取り組んでいることがあるかどうか尋ねたところ、「ある」の割合は一般高齢者で62.6%、在宅高齢者で53.2%となっています。

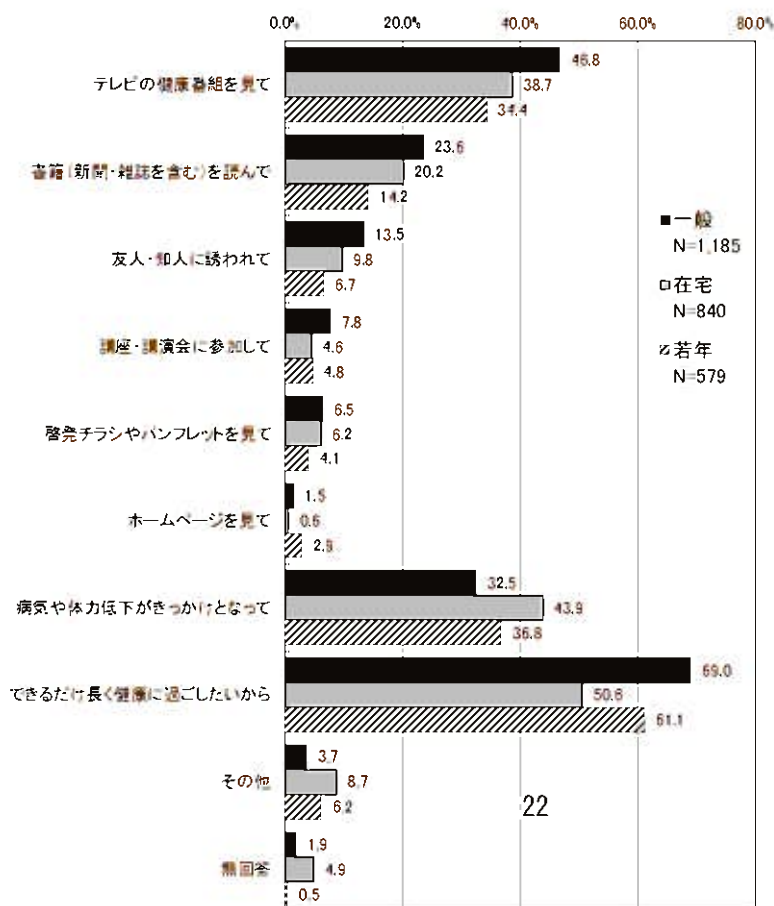


【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

介護予防（フレイル予防）に日ごろから取り組んでいることが「ある」と回答した人に対し、取り組んだきっかけを尋ねたところ、一般高齢者では、「できるだけ長く健康に過ごしたいから」が69.0%で最も多く、次いで「テレビの健康番組を見て」が16.8%、「病気や体力低下がきっかけとなって」が32.5%の順となっています。

在宅高齢者では、「できるだけ長く健康に過ごしたいから」が50.6%で最も多く、次いで「病気や体力低下がきっかけとなって」が43.9%、「テレビの健康番組を見て」が38.7%の順となっています。

若年者では、「できるだけ長く健康に過ごしたいから」が61.1%で最も多く、次いで「病気や体力低下がきっかけとなって」が36.8%、「テレビの健康番組を見て」が46.8%の順となっています。

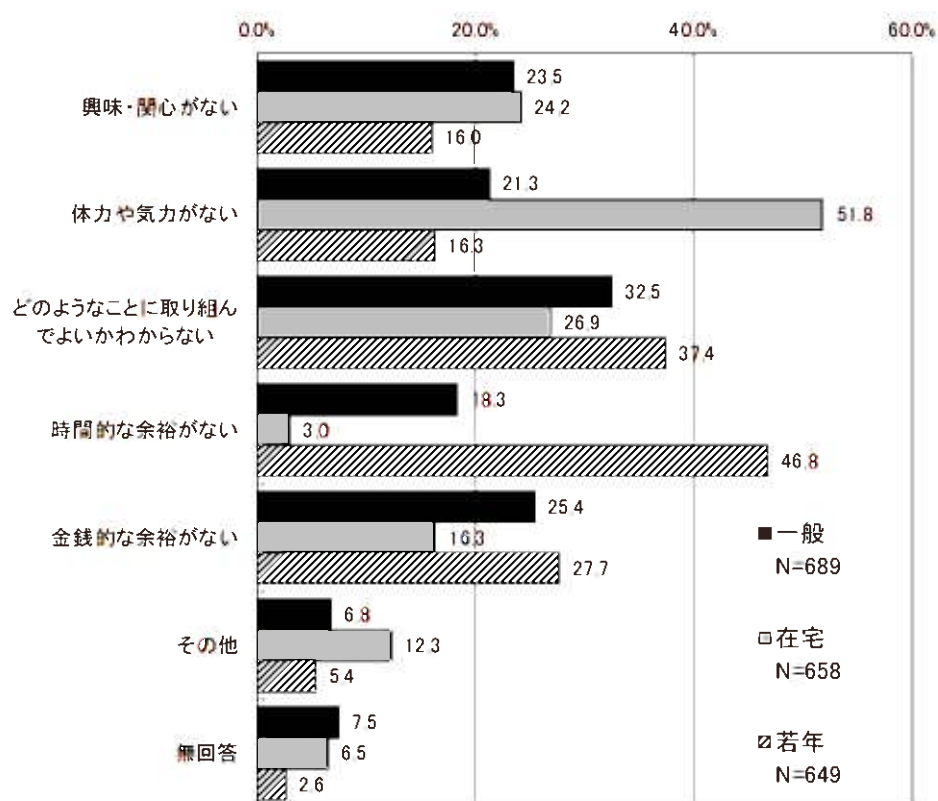


【資料】令和元年度北九州市
高齢者等実態調査

介護予防（フレイル予防）に日ごろから取り組んでいることが「特にない」と回答した人に理由を尋ねたところ、一般高齢者では、「どのようなことに取り組んでよいかわからない」が32.5%で最も多く、次いで「金銭的な余裕がない」が25.4%、「興味・関心がない」が23.5%の順となっています。

在宅高齢者では、「体力や気力がない」が51.8%で最も多く、次いで「どのようなことに取り組んでよいかわからない」が26.9%、「興味・関心がない」が24.2%の順となっています。

若年者では、「時間的な余裕がない」が46.8%で最も多く、次いで「どのようなことに取り組んでよいかわからない」が37.4%、「金銭的な余裕がない」が27.7%の順となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

健康づくりや介護予防（フレイル予防）に取り組むきっかけが「できるだけ長く健康に過ごしたい」や「病気や体力低下」の方が多いことから、本人の心身状況に応じて、効果が上がる取組みを支援することが必要です。

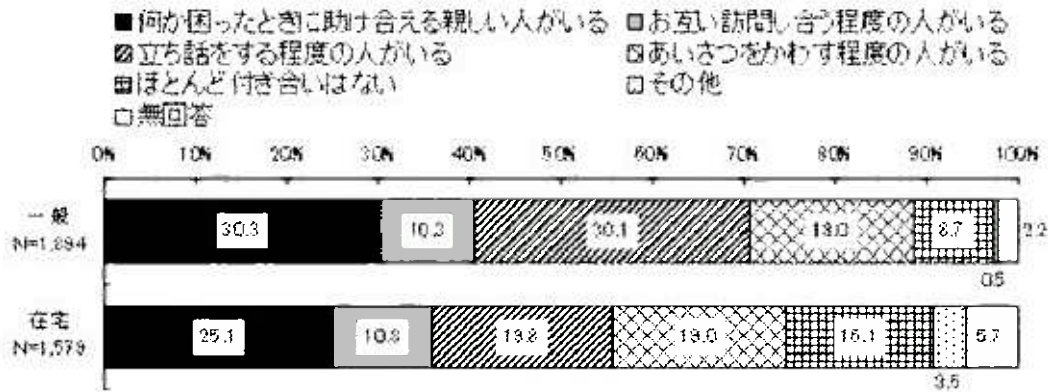
また、「どのようなことに取り組んでよいかわからない」が一般高齢者の約3割を占めることから、効果的な情報提供を検討するとともに、地域住民の健康づくり・介護予防活動への参画を促す魅力的な事業展開、介護予防に取り組むリーダーの育成、住民主体の「通いの場」等で専門職が助言・指導を行う体制づくりなど、多くの高齢者が参加しやすい環境づくりも重要です。

なお、コロナ禍においては、感染予防対策として密集を防ぐことやマスクを着用しての運動など、一定の制限がある中で、今後どのようにフレイル対策を進めていくかも課題の一つです。

※「フレイル」とは、加齢に伴い筋力や心身機能が低下した「虚弱」な状態のこと。適切な介入により、再び健康な状態に戻れるという可逆性を含みます。

（３）地域の見守り合い・支え合い

近所で親しく付き合っている人がいるか尋ねたところ、「何か困ったときに助け合える親しい人がある」は、一般高齢者が30.3%、在宅高齢者が25.1%で最も多く、2番目に多いのは、いずれも「立ち話をする程度の人がある」となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

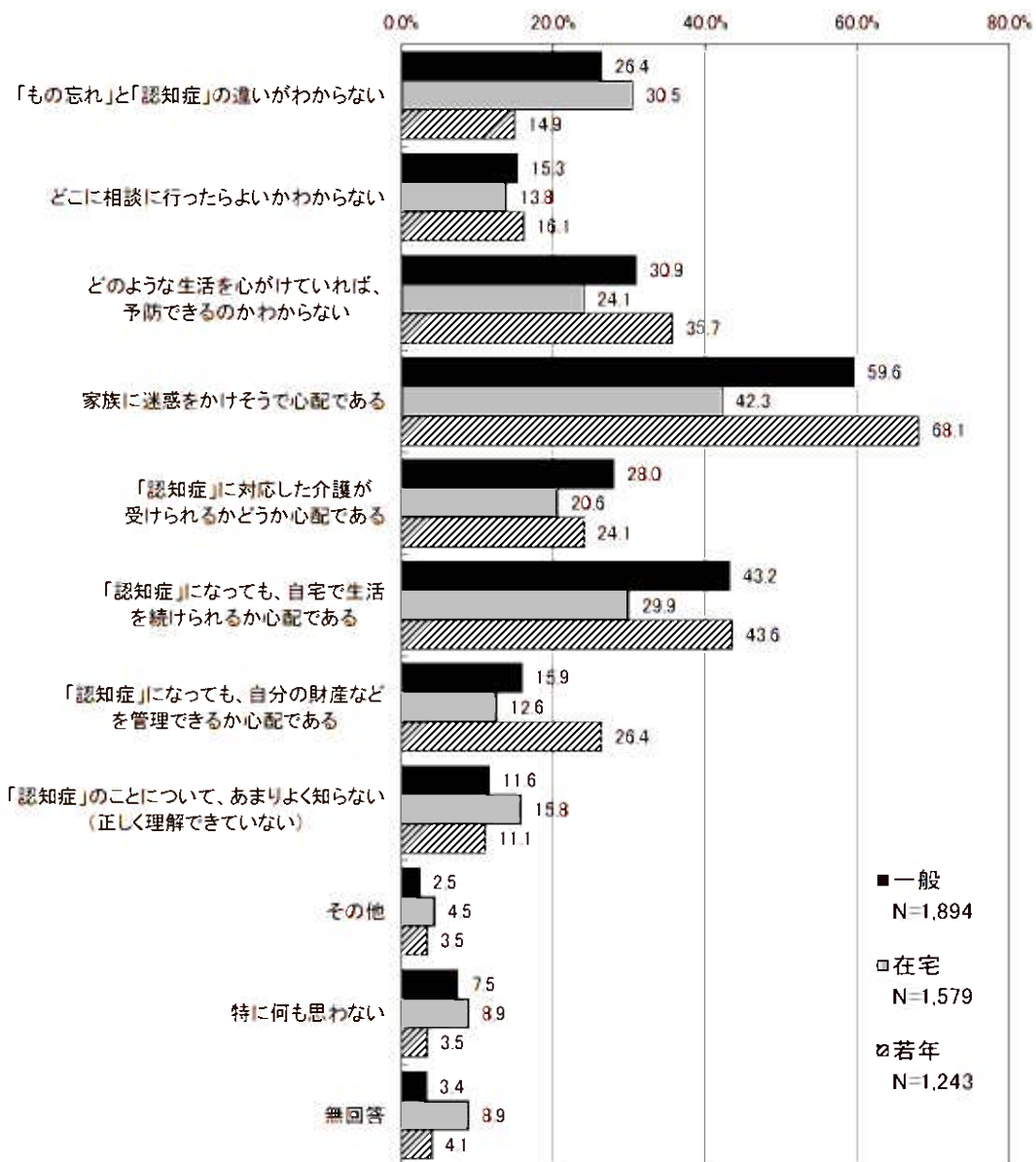
【課題】

地域にある資源やネットワークを市民に周知できていなかったり、地域での互助や生活支援の取り組み強化の必要性が十分に伝わっていないという問題があります。市民啓発の実施、地域の互助、ネットワークの強化が必要です。

また、地域での活動の担い手が不足しており、新たな地域人材の発掘が難しい状況です。地域における自助・共助の取組み支援のため、民間団体、民間機関と行政の連携体制の再構築を進める必要がありますが、住民主体の互助、生活支援の取組みは地域特性の差等があり、統一した仕組みづくりの構築は難しいという課題があります。

（４）認知症高齢者の状況

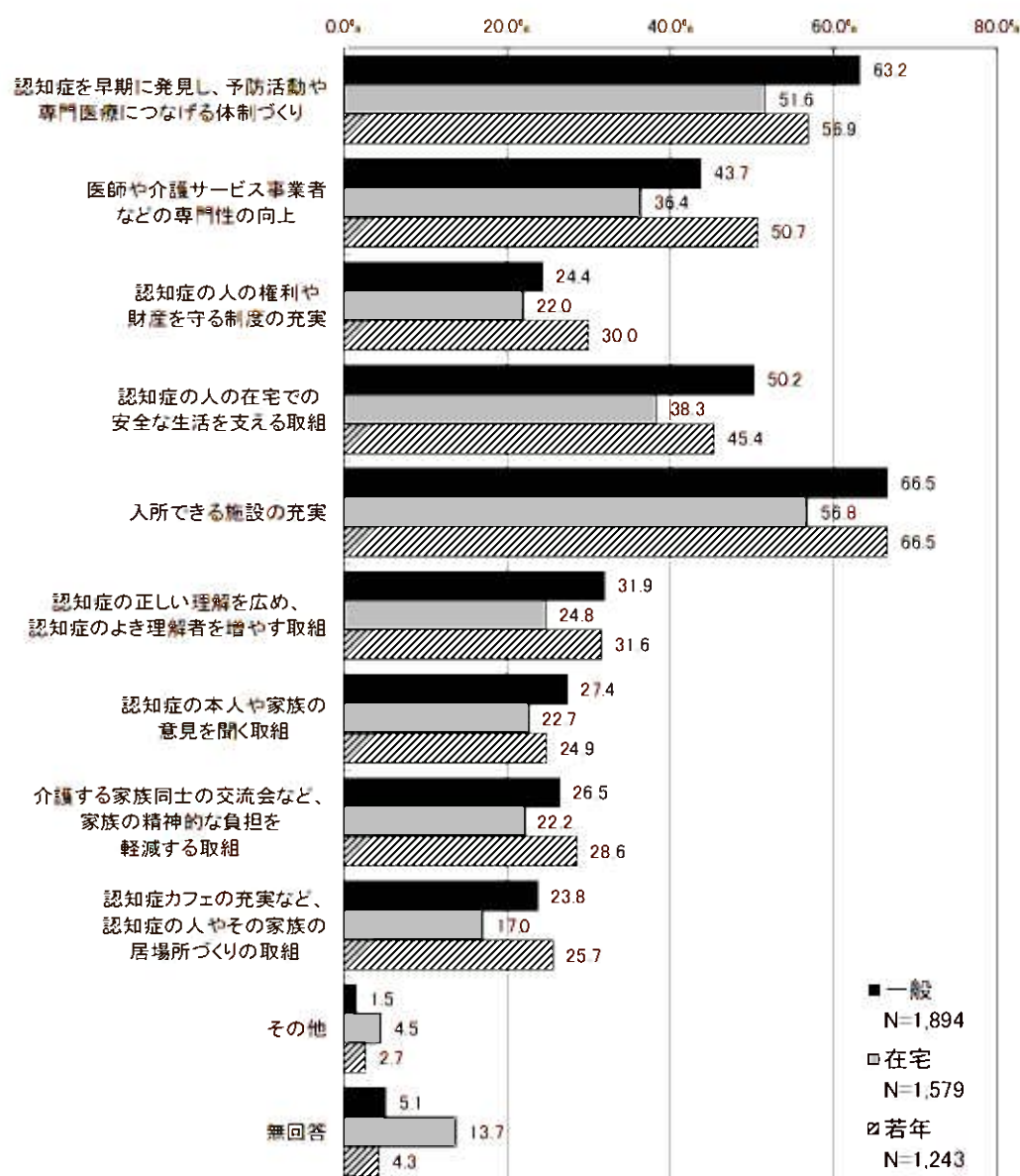
認知症と聞いて、最初に思うことはどのようなことが尋ねたところ、「家族に迷惑をかけそうで心配である」が最も多く、一般高齢者が59.6%、在宅高齢者が42.3%、若年者が68.1%となっています。次いで、一般高齢者と若年者では『認知症』になっても、自宅で生活続けられるか心配である」が一般高齢者で43.2%、若年者で43.6%となっており、在宅高齢者では『もの忘れ』と『認知症』の違いがわからない」が30.5%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

認知症に関して市が力を入れるべき取組については、一般高齢者、在宅高齢者、若年者いずれも「入所できる施設の充実」が最も多く、一般高齢者と若年者ともに 66.5%、在宅高齢者が 56.8%となっています。次いで「認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療につなげる体制づくり」が、一般高齢者で 63.2%、在宅高齢者で 51.6%、若年者が 56.9%となっています。

また、一般高齢者では「認知症の人の在宅での安全な生活を支える取組」、若年者では「医師や介護サービス事業者などの専門性の向上」がそれぞれ 50.2%、50.7%と高いです。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

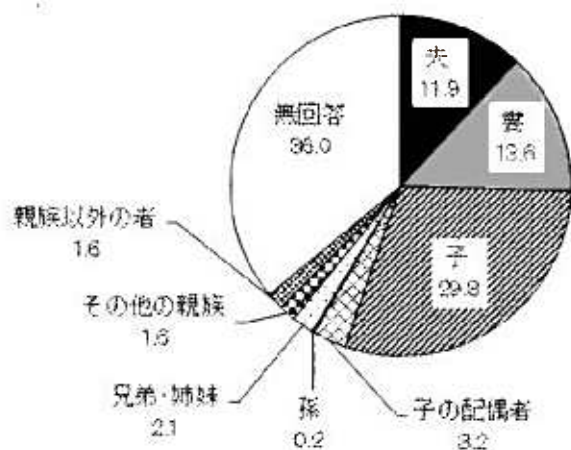
認知症の方やその家族が安心して生活していくためには、予防から軽度、中重度に至るまでそれぞれの状態に応じたサービスの提供が必要です。これらのサービスを効果的に提供するため、医療・介護・福祉・企業、地域等の連携強化の推進が必要です。

今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症の方本人の社会参加活動の支援も課題となっています。

（５）家族介護者の状況

在宅で高齢者の介護を主に行っている人は、「子」が29.8%で最も多く、次いで「妻」（13.6%）、「夫」（11.9%）、「子の配偶者」が（3.2%）となっています。

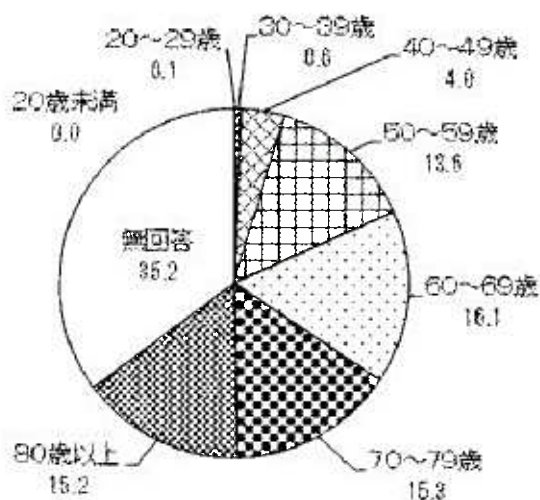
また、性別は、男性が22.5%、女性が40.8%となっており、女性の介護者が多く、年齢については、70歳以上の方が約3割を占めています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

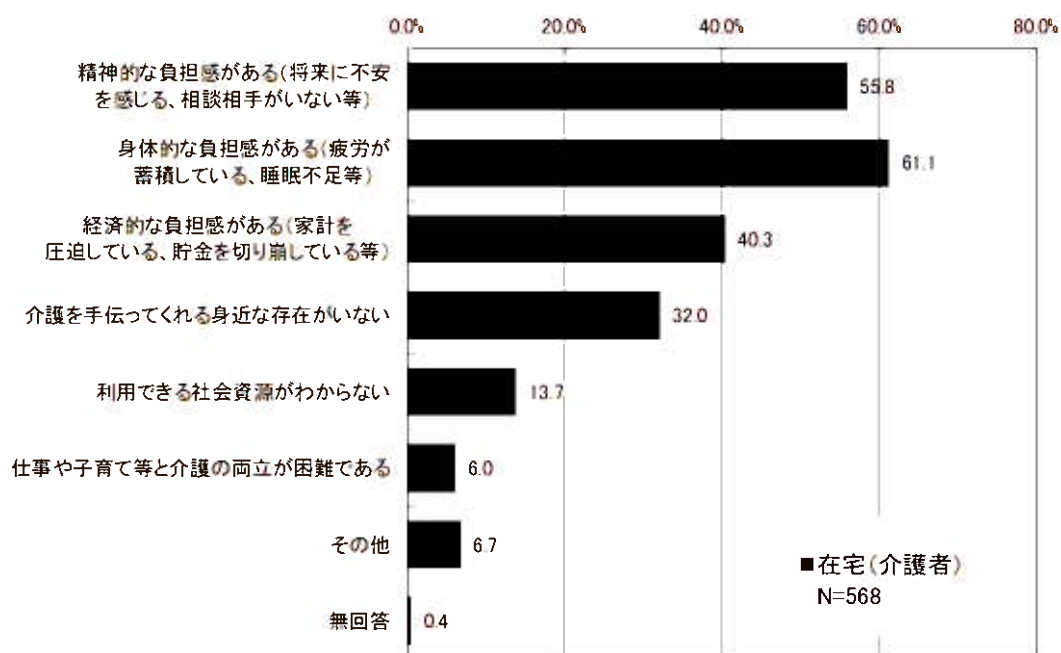


【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査



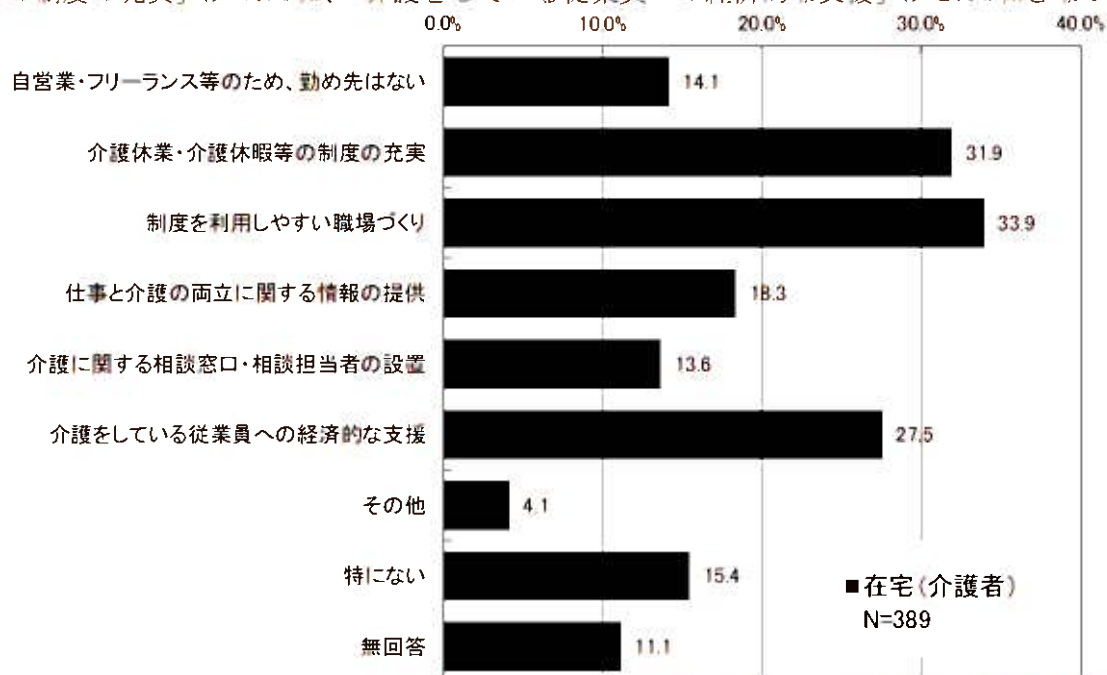
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

介護するうえで困っていることは何か尋ねたところ、「身体的な負担感がある（疲労が蓄積している、睡眠不足等）」が61.1%で最も多く、「精神的な負担感がある（将来に不安を感じる、相談相手がいない等）」が55.8%、「経済的な負担感がある（家計を圧迫している、貯金を切り崩している等）」が40.3%、「介護を手伝ってくれる身近な存在がいない」が32.0%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

働いている介護者に対し、勤め先からどのような支援があれば仕事と介護の両立に効果があると思うか尋ねたところ、「制度を利用しやすい職場づくり」が33.9%で最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が31.9%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が27.5%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

介護をしている家族の方は、身体的にも精神的にも負担感を持っており、様々な悩みを抱えながら高齢者を支えています。

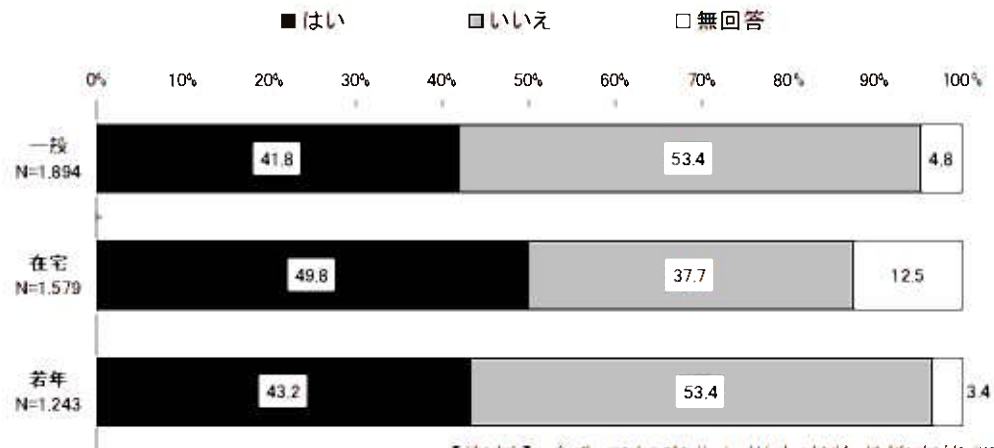
また、シングル介護や老老介護、ダブルケアやヤングケアラー等、介護者の家庭環境は様々であり、複合的な課題を抱えた家庭にも対応できるよう、より細かな支援の在り方を検討しなければなりません。

現役世代が親の介護のために離職する介護離職も問題になっており、現状では、女性介護者が多い状況ですが、今後は、男性の介護への参画を進め、女性の介護負担の軽減を図る必要があります。

各種事業の更なる市民周知や企業、学校等多方面への働きかけにより、介護者に対する支援策の啓発強化を図ることが必要です。

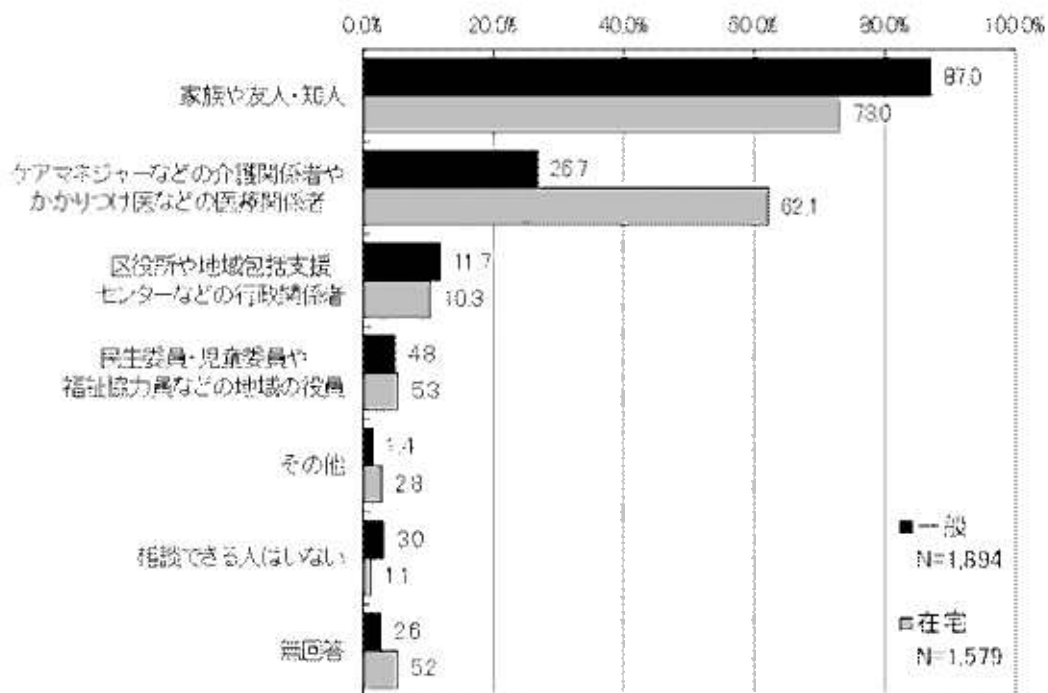
(6) 地域における相談支援体制（医療と介護の連携）

高齢者に関する様々な相談に対応する総合相談窓口である「地域包括支援センター」について、「知っている」と回答した割合は、一般高齢者で41.8%、在宅高齢者で49.8%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

また、介護や病気などで困ったときに相談できる人について尋ねたところ、在宅高齢者では、「ケアマネジャーなどの介護関係者やかかりつけ医などの医療関係者（62.1%）」が「家族・知人（73.0%）」に次いで多い結果となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

地域包括支援センターでは、相談を受けると、訪問や電話、面接等で対応し、支援していますが、寄せられる相談の中には、複雑化、長期化するものもあり、対応強化が求められています。一方、一般高齢者のうち、地域包括支援センターを知っているのは、約4割であり、周知を強める必要があります。

また、高齢者にとって身近な相談者である医療・介護関係者が、高齢者自身の希望や目標を関係者間で共有し、本人の能力や意欲を高め家庭や地域・社会の中で役割を持って生活できるよう支援を行うことが重要です。

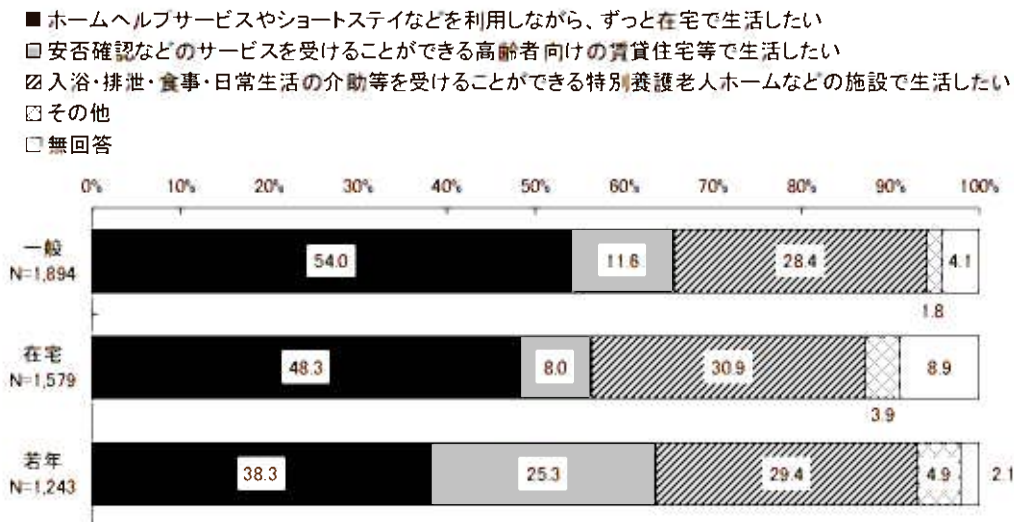
そのため、医療・介護関係者が、高齢者自身の基本的な情報を共有し易い環境を整え（北九州医療・介護連携プロジェクトのさらなる推進）、在宅医療への専門職の参画を促進し、在宅医療・介護が切れ目なく提供される体制づくりが必要です。

今後さらに高齢化が進む中で、介護サービスだけでは全ての高齢者を支えることは困難です。高齢者やその家族が、住み慣れたところで一生安全に、その人らしくいきいきとした生活をおくっていくためには、医療・介護関係者だけでなく、生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織が協力し合って活動すること（地域リハビリテーション）が求められます。そのことを通じて地域の中で自助・互助の取り組みの充実を図り、支え合いの力を高めていくことが必要です。

また、市民が人生の最終段階の医療について考えることができる機会の提供、在宅医療・介護、看取りに関する啓発も必要です。

(7) 介護サービス

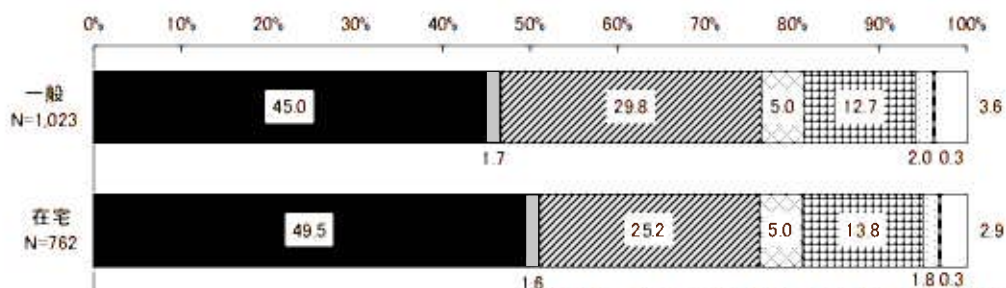
介護が必要な状態になったとき（在宅高齢者の場合は、現在よりもさらに介護が必要になったとき）に、どこで生活することを希望するか尋ねたところ、「ホームヘルプサービスやショートステイなどを利用しながら、ずっと在宅で生活したい」が一般高齢者で54.0%、在宅高齢者で48.3%、若年者で38.3%と最も多くなっています。また、若年者では「安否確認などのサービスを受けることができる高齢者向けの賃貸住宅等で生活したい」が25.3%と一般高齢者の11.6%、在宅高齢者の8.0%に比べて割合が高くなっている。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

「ホームヘルプサービスやショートステイなどを利用しながら、ずっと在宅で生活したい」と回答した人に、自宅で暮らし続けるために最も必要なことを尋ねたところ、「家族の協力」が一般高齢者で45.0%、在宅高齢者で49.5%と最も多く、次いで「入浴や食事などの介助を行うヘルパーや、デイサービスなどの介護サービス」が一般高齢者で29.8%、在宅高齢者で25.2%、「医師による往診や緊急時に入院できるなどの医療体制が整っていること」が一般高齢者で12.7%、在宅高齢者で13.8%の順となっています。

- 家族の協力
□ 地域における助け合い
▨ 入浴や食事などの介助を行うヘルパーや、デイサービスなどの介護サービス
▨ NPO・ボランティアなどが行う生活援助サービス（見守り、買い物、家事援助、配食など）
▨ 医師による往診や緊急時に入院できるなどの医療体制が整っていること
□ 自宅の改修や改築（段差の解消、手すりの設置など）
□ その他
□ 無回答



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

介護保険料の負担感に対する考え方については、「真に必要なサービスに重点を置くなどして、できるだけ保険料の上昇を抑えるべきである」が最も多くなっています。

「保険料の負担が増えても、もっとサービスを充実してほしい」は一般高齢者で 9.2%、在宅高齢者で 12.3%となっています。一方、「サービスを減らしてでも、保険料を下げるべきである」は一般高齢者で 4.2%、在宅高齢者で 4.7%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

介護給付と保険料の推移

計画期間		介護給付費（介護サービス等の費用）	一般会計からの繰入金額	保険料額
第一期	12年度	343億円	186億円	3,150円 (基準額)
	13年度	427億円		
	14年度	483億円		
第二期	15年度	523億円	259億円	3,750円 (基準額)
	16年度	569億円		
	17年度	581億円		
第三期	18年度	573億円	286億円	4,750円 (基準額)
	19年度	593億円		
	20年度	613億円		
第四期	21年度	659億円	320億円	4,450円 (基準額)
	22年度	691億円		
	23年度	708億円		
第五期	24年度	738億円	372億円	5,270円 (基準額)
	25年度	773億円		
	26年度	807億円		
第六期	27年度	831億円	395億円	5,700円 (基準額)
	28年度	854億円		
	29年度	888億円		
第七期	30年度	917億円	452億円	6,090円 (基準額)
	R元年度	948億円		
	R2年度	1035億円		

【課題】

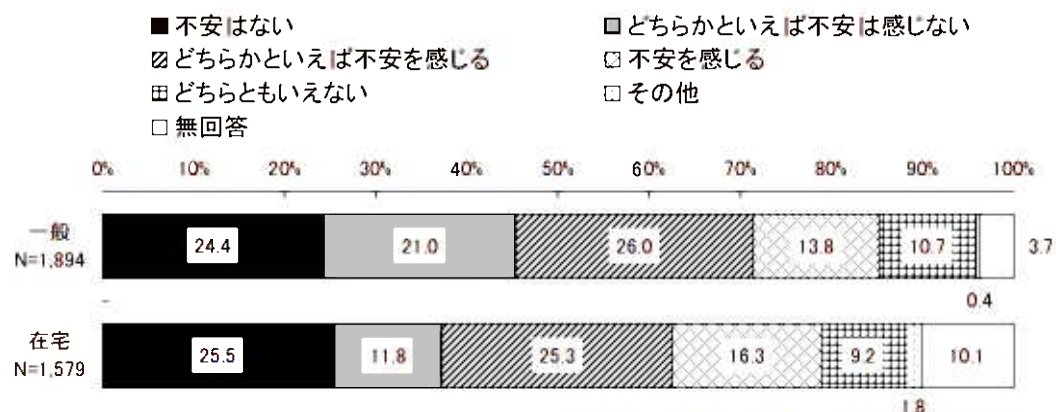
高齢化の進展に伴い、今後も介護サービスの利用量は増加が見込まれます。これに対応する介護人材の確保、介護サービスの質の向上が必要です。また、持続可能な介護保険制度の構築のため、高齢者福祉施設の整備については、今後の高齢化の推移を踏まえた整備量の検討が必要です。

平成12（2000）年に介護保険制度が創設されてから、21年が経過しましたが、本市においてはその間、急速な高齢化の進展により、「高齢者数」「要介護認定数」「介護サービス利用者数」のいずれも大きく増加しています。これに伴い、介護サービスの費用（介護給付費、地域支援事業費）は約1,035億円（令和2年度当初予算額）と、制度開始当初の343億円から2.8倍も増加しています。また、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料（基準月額）も当初の3,150円から6,090円へと大きく上昇しています。今後も給付と負担のバランスに配慮しながら、利用料等の負担の公平化を図ることが必要です。

(8) 権利擁護・虐待防止

虐待や財産をねらった詐欺など高齢者の権利を侵害するものに対する不安があるか尋ねたところ、一般高齢者では「どちらかといえば不安を感じる」が26.0%で最も多く、在宅高齢者では「不安はない」が25.5%で最も多くなっています。

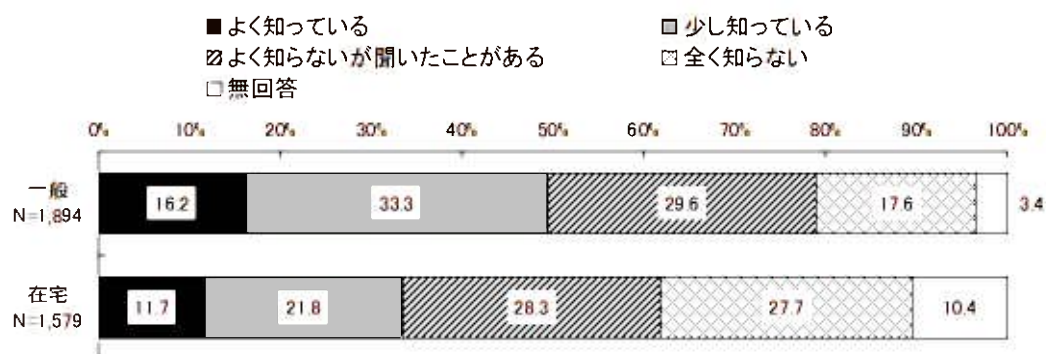
「不安はない」、「どちらかといえば不安は感じない」を合わせた割合は、一般高齢者で45.4%、在宅高齢者で37.3%となっています。これに対して「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」を合わせた割合は、一般高齢者で39.8%、在宅高齢者で41.6%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

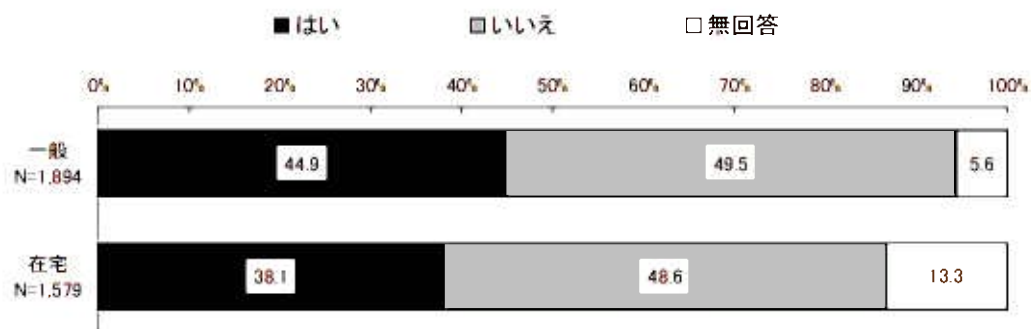
成年後見制度を知っているか尋ねたところ、一般高齢者では「少し知っている」が33.3%で最も多く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」が29.6%となっています。

在宅高齢者では「よく知らないが聞いたことがある」が28.3%で最も多く、次いで「全く知らない」が27.7%となっています。



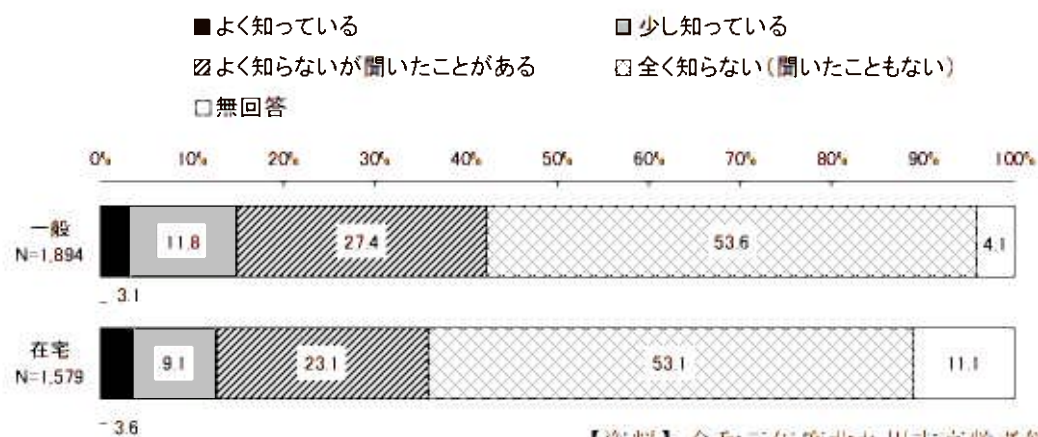
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

認知症などで判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいか尋ねたところ、「はい」と回答した割合は、一般高齢者で44.9%、在宅高齢者で38.1%となっています。



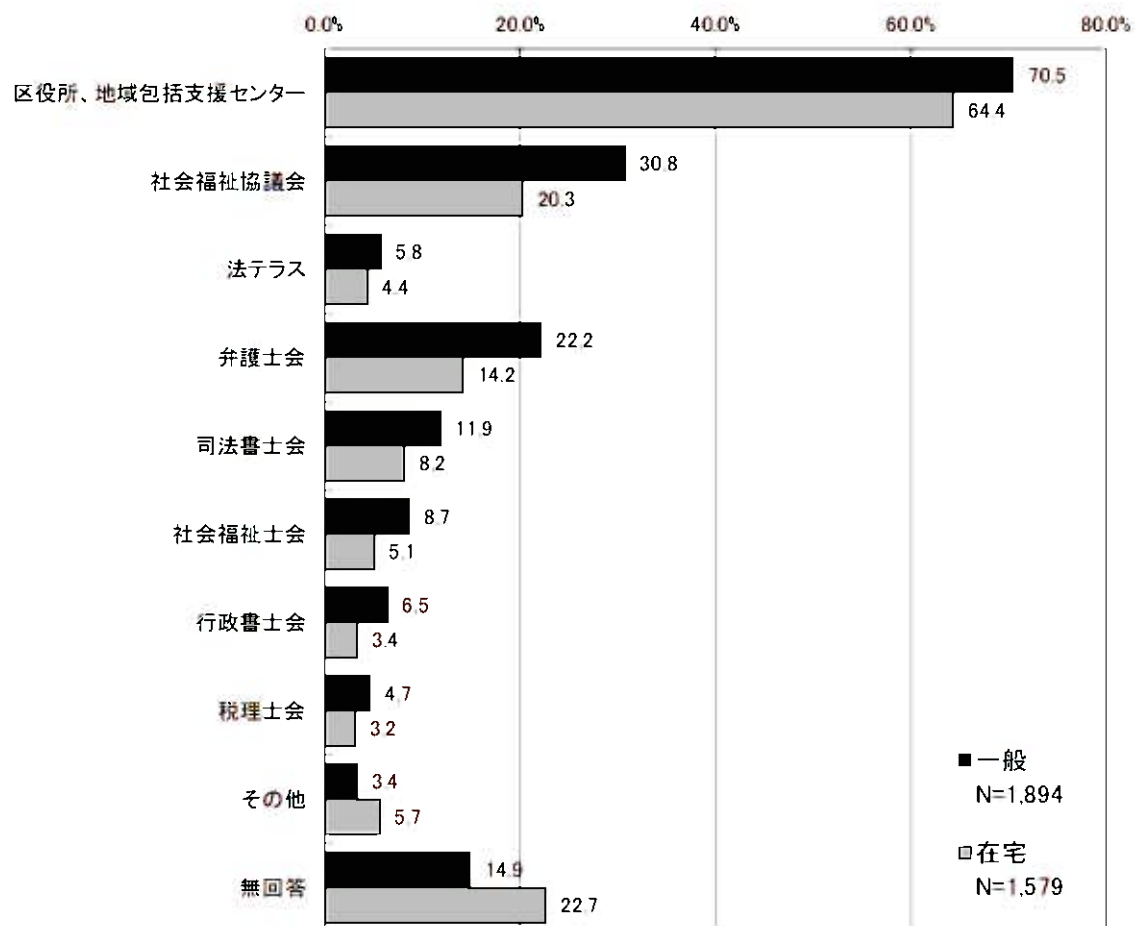
【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

市民後見人を知っているか尋ねたところ、「全く知らない」が一般高齢者で53.6%、在宅高齢者で53.1%と最も多く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」が一般高齢者で27.4%、在宅高齢者で23.1%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

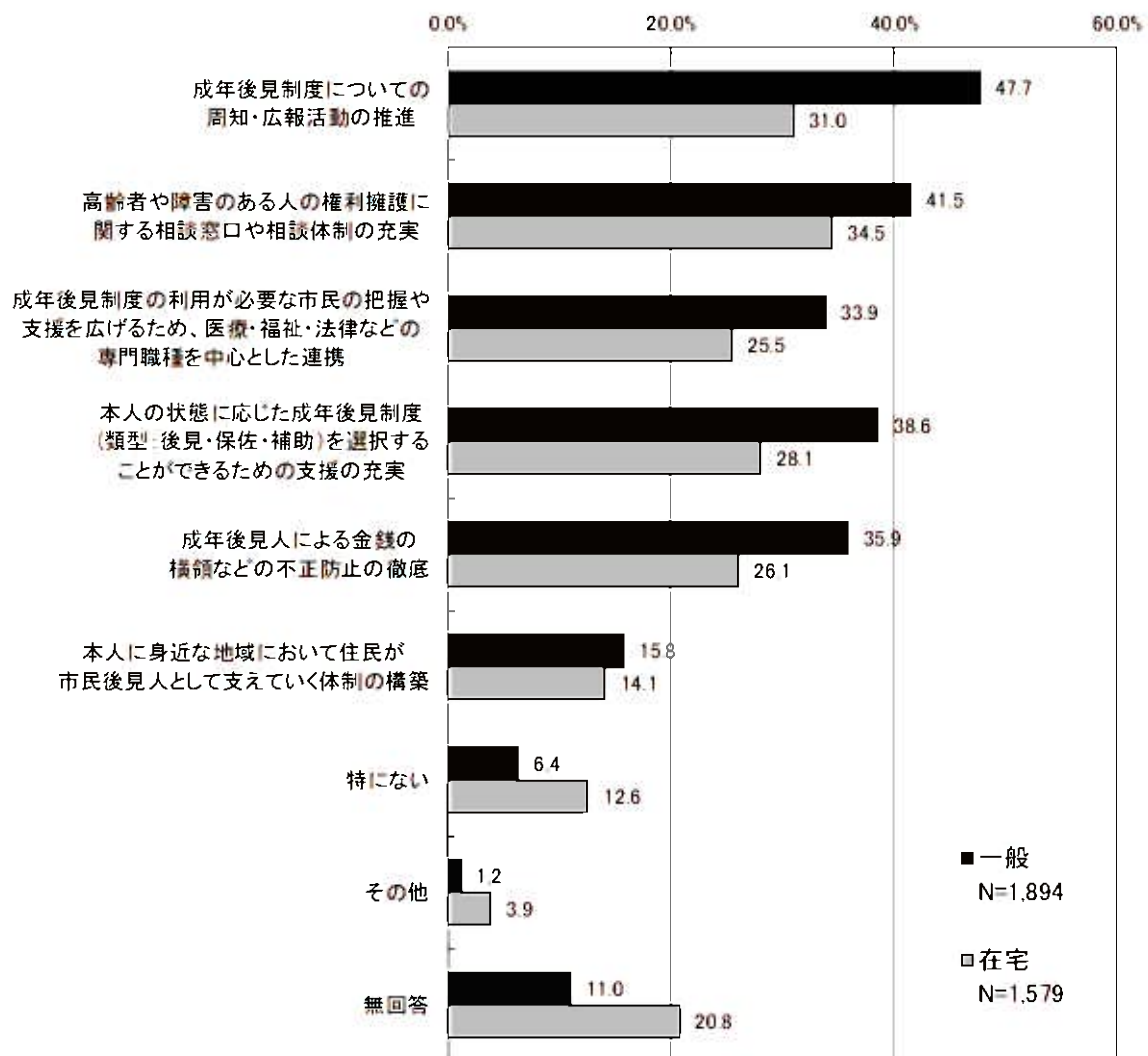
成年後見制度の相談に応じてくれる窓口を知っているか尋ねたところ、「区役所・地域包括支援センター」が一般高齢者で 70.5%、在宅高齢者で 64.4%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が一般高齢者で 30.8%、在宅高齢者で 20.3%、「弁護士会」が一般高齢者で 22.2%、在宅高齢者で 14.2%の順となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

成年後見制度の利用の促進・充実を図るためにどのようなことが必要か尋ねたところ、一般高齢者では、「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が47.7%で最も多く、次いで「高齢者や障害のある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」が41.5%、「本人の状態に応じた成年後見制度（類型：後見・保佐・補助）を選択することができるための支援の充実」が38.6%の順となっています。

在宅高齢者では、「高齢者や障害のある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」が34.5%で最も多く、次いで「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が31.0%、「本人の状態に応じた成年後見制度（類型：後見・保佐・補助）を選択することができるための支援の充実」が28.1%の順となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

調査結果では、成年後見制度の認知度（「よく知っている」と「少し知っている」の合計）は、「一般高齢者」で49.5%、「在宅高齢者」で33.5%と、まだまだ低い状況にあります。

また、成年後見制度の利用意向（判断が十分にできなくなったとき制度を利用したいか）については、「一般高齢者」で44.9%、「在宅高齢者」で38.1%となっています。

成年後見制度の相談窓口の認知度については、「一般高齢者」の70.5%、「在宅高齢者」の64.4%が、「区役所、地域包括支援センター」を相談窓口として認知しています。

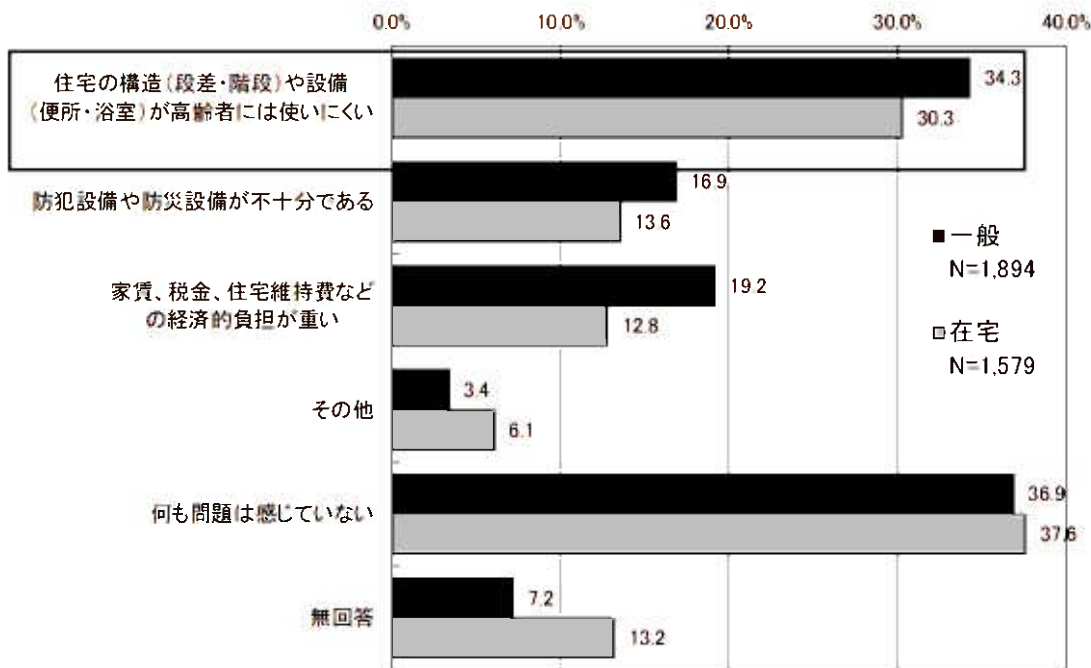
調査結果をまとめると、「成年後見制度についてよく知らないため、制度の利用について積極的ではないが、どこに相談したらよいかについては、よく知っている」という現状が推測できます。

上記の現状を踏まえ、「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」、「本人の状態に応じた成年後見制度（類型：後見・保佐・補助）を選択することができるための支援の充実」及び「権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」等にこれまで以上に取り組み、今後更に成年後見制度の利用・充実に図っていく必要があります。

(9) 生活環境等

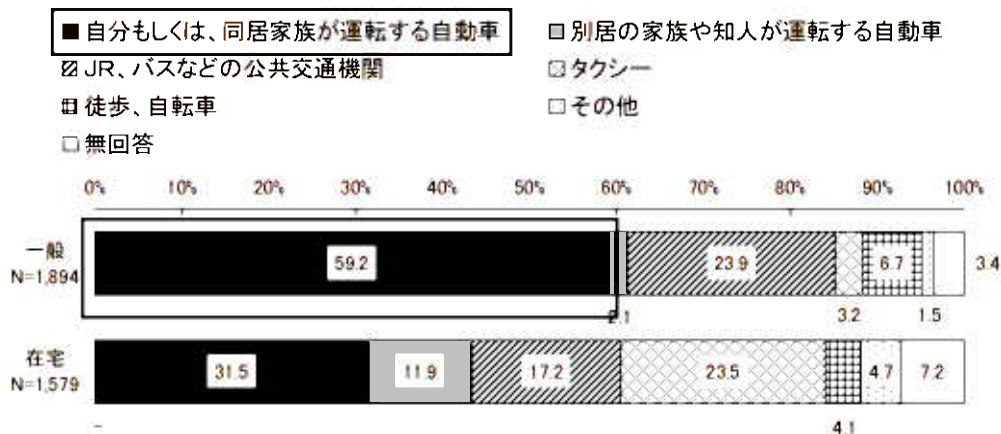
現在住んでいる住宅についてどのような問題を感じているか尋ねたところ、「何も問題を感じていない」が一般高齢者で36.9%、在宅高齢者で37.6%と最も多くなっています。

「住宅の構造(段差・階段)や設備(便所・浴室)が高齢者には使いにくい」が一般高齢者で34.3%、在宅高齢者で30.3%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

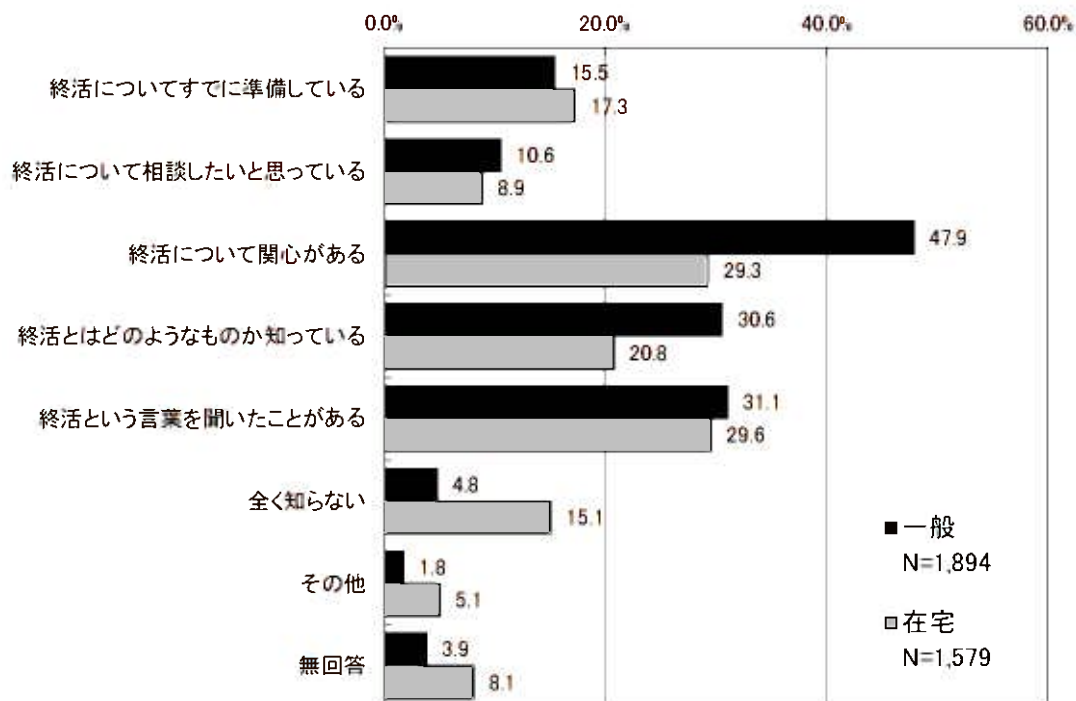
外出する際に最も多く使用する移動手段については、一般高齢者で「自分もしくは、同居家族が運転する自動車」が59.2%と過半数を占めています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

終活について尋ねたところ、一般高齢者では、「終活について関心がある」が47.9%で最も多く、次いで「終活という言葉聞いたことがある」が31.1%、「終活とはどのようなものか知っている」が30.6%の順となっています。

また、「終活について相談したいと思っている」が10.6%となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

【課題】

現在の住居に関して、長年暮らしてきた家のため、自分自身では不便を感じていない高齢者もありますが、住宅の構造や設備が高齢者には使いにくいと思っている高齢者も多いです。また、一般高齢者は、自分もしくは、同居家族が運転する車で移動している方が半数を超えていますが、高齢者の免許返納への関心も高まっています。

また、終活について関心がある、相談したいと思っている高齢者に対応するため、終活に関する相談を受け付ける体制の整備や啓発が必要です。

高齢者が希望する場所で生活を継続するために、必要となる具体的な備えへ向けた啓発、高齢期における多様な住まい、暮らし方の支援、高齢者の移動支援施策の充実など、高齢者が安心して生活できる環境づくりが必要です。

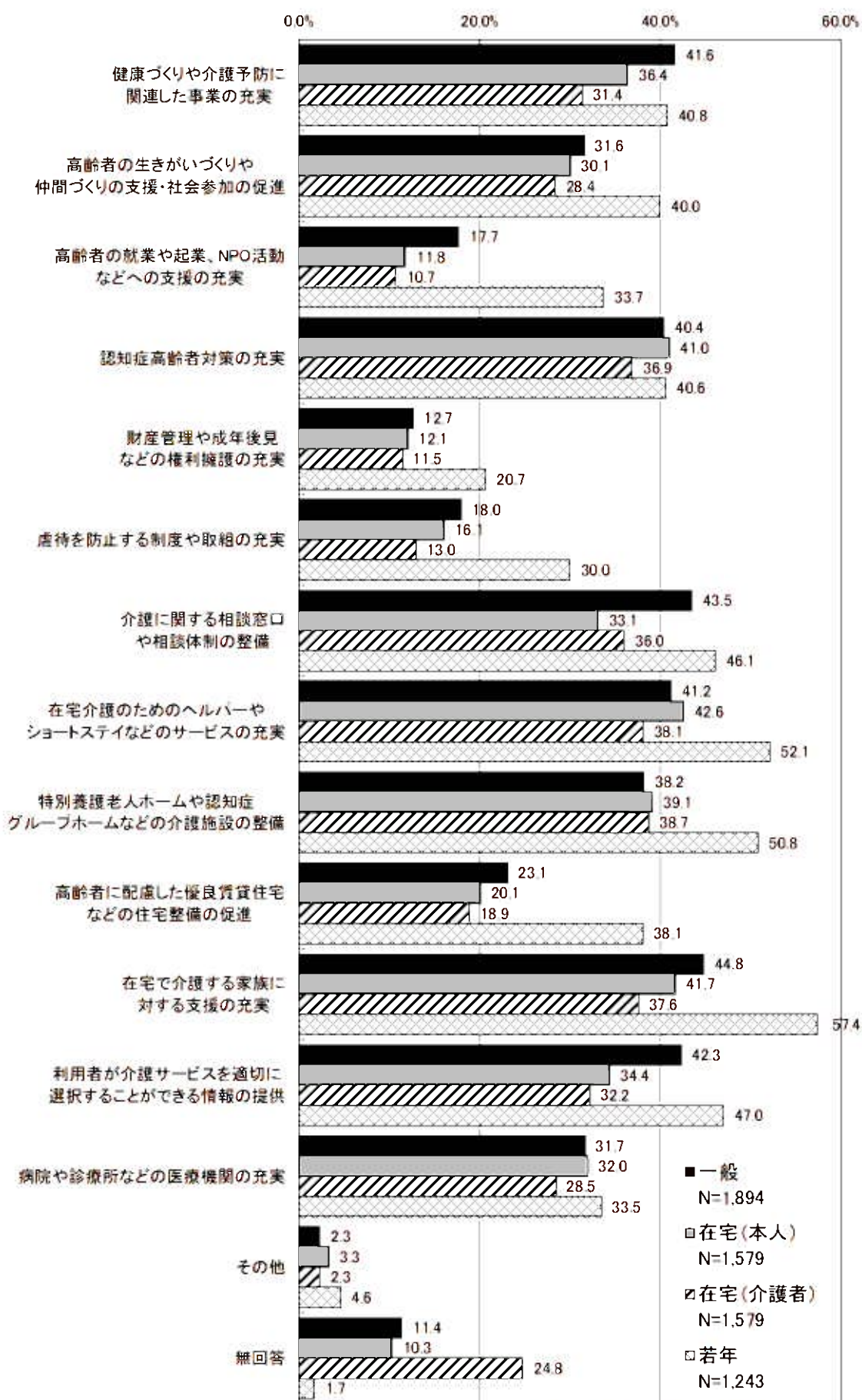
（１０）高齢者福祉施策の要望

北九州市が力を入れていくべき施策について尋ねたところ、一般高齢者では、「在宅で介護する家族に対する支援の充実」が44.8%で最も多く、次いで「介護に関する相談窓口や相談体制の整備」43.5%、「利用者が介護サービスを適切に選択することができる情報の提供」が42.3%の順となっています。

在宅高齢者本人では、「在宅介護のためのヘルパーやショートステイなどのサービスの充実」が42.6%で最も多く、次いで「在宅で介護する家族に対する支援の充実」41.7%、「認知症高齢者対策の充実」が41.0%の順となっています。

在宅高齢者（介護者）では、「特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの介護施設の整備」が38.7%で最も多く、次いで「在宅介護のためのヘルパーやショートステイなどのサービスの充実」38.1%、「在宅で介護する家族に対する支援の充実」が37.6%の順となっています。

若年者では、「在宅で介護する家族に対する支援の充実」が57.4%で最も多く、次いで「在宅介護のためのヘルパーやショートステイなどのサービスの充実」52.1%、「特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの介護施設の整備」が50.8%の順となっています。



【資料】令和元年度北九州市高齢者等実態調査

いきいき長寿プラン 成果指標の実績

施策の方向性			主な指標	平成25年度	平成28年度	令和元年度	目標	分析
① 【健やか】	いきいきと生活し、生涯活躍できる	1 生きがい・社会参加・地域貢献の推進	就労している高齢者の割合（一般高齢者）	—	24.7%	29.8%	増加	高齢者の就労者は、5.1ポイント増加している。また、働いている人に、いくつまで働きたいか尋ねたところ、「働ける限りいつまでも」との回答者が45.3%で一番多く、就労意欲の高い高齢者が増えていると考えられる。
			過去1年間に地域活動等に「参加したことがある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	36.4%	31.8%	30.4%	増加	地域活動やボランティア活動への参加者は、微減傾向にある。一方で、高齢者としての社会貢献について、「自分のできる範囲で社会貢献したい」との回答が最も多く70.3%になっており、きっかけがあれば、参加する人は多いと考えられる。
		2 主体的な健康づくり・介護予防の促進による健康寿命の延伸	前期高齢者（65～74歳）の要介護認定率	—	5.7%	5.6%	減少	前期高齢者の要介護認定率は微減。健康づくり・介護予防の取り組みなどが影響しているのではないかと考えられる。
			健康づくりや介護予防のために取り組んでいることが「ある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	75.7%	68.3%	62.6%	増加	健康づくりや介護予防に取り組んでいる割合は減少しており、介護予防への効果的な取り組み等について、更なる啓発が必要である。
② 【支え合い】	高齢者とその家族、地域がつながる	1 見守り合い・支え合いの仕組みづくり	「何か困ったときに助け合える人」が近所にいる人の割合（一般高齢者）	34.0%	30.1%	30.3%	増加	平成28年と比べ、大きな差はないが、属性別にみると、女性のほうが17.8ポイント高い。男女差が大きいのが特徴で、「挨拶を交わす程度の人がいる」「ほとんど付き合いがない」の回答割合は、男性が高い。
		2 総合的な認知症対策の推進	認知症になっても、自宅で生活を続けられるか不安と考える高齢者の割合（一般高齢者）	33.0%	35.0%	43.2%	減少	認知症に関する理解が深まったことで、不安感が増加することも要因として考えられる。また、若年者についても、不安を感じる割合が高く、「身体的・精神的な負担が大きいのではないか」「家族以外の周りの人に迷惑をかけてしまうのではないか」と答えた人は6割にのぼる。
		3 高齢者を支える家族への支援	家族の介護について「負担である」と考える人の割合（在宅高齢者の介護者）	48.5%	38.1%	40.5%	減少	様々な介護保険サービスが提供されているものの、負担感があると回答した介護者は多い。属性別にみると、概ね要介護度が高いほど負担感が大きい傾向にある。
③ 【安心】	住みたい場所で安心して暮らせる	1 身近な相談と地域支援体制の強化	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合（一般高齢者）	36.1%	39.0%	41.8%	増加	地域包括支援センターの設置から年数が経過し、様々な取り組みが定着し、少しずつ認知度が高まっているといえる。在宅高齢者については、49.8%と高い。
		2 介護サービス等の充実	介護保険制度について、「よい」「どちらかといえばよい」と評価している高齢者の割合（在宅高齢者）	82.7%	82.0%	90.2%	増加	適切に介護保険サービスが提供されていること、介護保険制度に対する理解が広まっていることなどが要因として考えられ、高い評価を得ているといえる。
		3 権利擁護・虐待防止の充実・強化	虐待や財産をねらった詐欺など高齢者の権利を侵害するものに対する不安が「ない」とする高齢者の割合（一般高齢者）	55.7%	54.2%	45.5%	増加	「振り込め詐欺」の認知件数は、依然として被害が発生・増加していること、高齢者虐待に関する報道等も多く、啓発が進んでいることで、不安がないと言い切れない高齢者が増えているのではないかと考えられる。
		4 安心して生活できる環境づくり	移動に関して、「特に困っていることはない」とする高齢者の割合（一般高齢者）	63.3%	63.3%	57.2%	増加	高齢者の免許返納が進み、令和元年は制度導入以降最多となったことが影響していると考えられる。また、「駅や道路などに段差や階段が多く不便である」の回答は、平成28年の13.8%に比べ増加し、15.4%だが、主要駅周辺の主要道路のバリアフリー化率は増加している。

第3章 計画の基本目標と施策の柱

1 計画策定にあたっての視点

人口減少・高齢化は本市固有の問題ではありません。既に突入した超高齢社会を乗り越えるためには、若年層の増加や負担に頼るのではなく、人口規模の大きな層である高齢者が、仕事や地域活動に取り組みながら、生涯にわたり活躍することを見据えた政策が不可欠です。

人生100年時代が到来しています。健康寿命を延伸し、誰もが高齢期に至っても、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で、健やかに過ごし、人生の最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。

そのため、高齢者も、年齢だけで一律に支援を受ける側に回るのではなく、できる範囲で社会の担い手・支え手となっていただくという視点にたち、高齢者の活躍を支援します。

また、本計画の上位計画である地域福祉計画で掲げる「地域共生社会」（人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会）の実現に向け、地域の交流・見守り・支え合いを支援し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を構築します。あわせて、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を推進します。

令和2（2020）年3月以降、本市においても、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民へ外出自粛やイベント中止等の要請を行いました。新型コロナウイルス感染症は、いわゆる3密（「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」）が重なる場所で集団感染の発生リスクが高くなるため、各種生きがい講座、通いの場、ふれあい・見守り活動など多くの事業に大きな影響が出ています。

今後も、日常生活において「5つの行動目標（※）」を守るとともに、事業を実施する際には、適切な感染防止対策を徹底し、参加者数の制限や、オンライン開催にするなどの工夫をしていくことが求められます。また、適切な感染防止対策を行っていても、患者が発生してしまった場合の対策を事前に検討しておくことは非常に重要です。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、新たな感染症が発生するおそれがあることを考えた備えも講じなければなりません。

加えて、近年、全国各地で多くの自然災害が発生し、本市でも、毎年のように、避難勧告等の避難情報が発令されています。いつどこで起こるかわからない災害の発生を想定し、平常時から、地域における支援の仕組みを整えるなど、対応策を検討しておくことが重要です。

2 本計画の基本目標

本市の高齢者施策を推進していく上での課題等を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

また、計画の策定にあたっては、これまでの計画の大きな方向性を継承したうえで、3つの視点に基づきました。

〔基本目標〕

高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり

～人生 100 年時代の到来～

〔計画策定にあたっての3つの視点〕

- 高齢者の意欲の増進
- 地域共生社会の実現
- 感染防止対策・災害対応の備え

3 目標と施策の方向性

いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、「支えられる側」ではなく「支える側」として活躍できる社会づくりを進めます。

【施策の方向性】

- ・ 生きがい・社会参加・地域貢献の推進
- ・ 主体的な健康づくり・介護予防の促進

高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつコミュニティづくりを進めます。

【施策の方向性】

- ・ 見守り合い・支え合いの地域づくり
- ・ 総合的な認知症対策の推進
- ・ 家族介護者への支援

住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

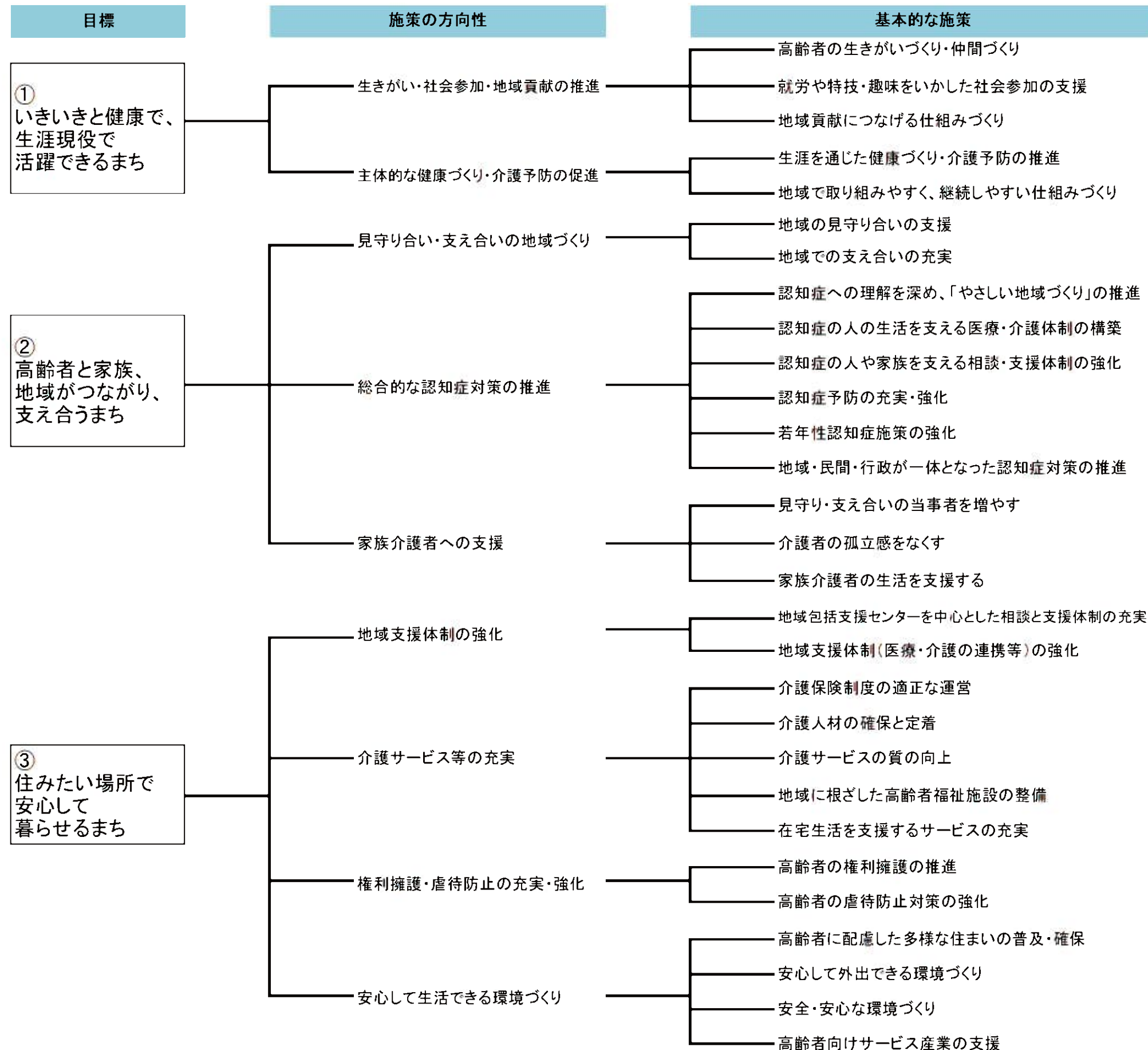
【施策の方向性】

- ・ 地域支援体制（医療と介護の連携等）の強化
- ・ 介護サービス等の充実
- ・ 権利擁護・虐待防止の充実・強化
- ・ 安心して生活できる環境づくり

〔基本目標〕 高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～

3つの視点

高齢者の意欲の増進
地域共生社会の実現
感染防止対策・災害対応の備え



第4章 計画の推進体制

1 市民、関係機関・団体、行政に期待される役割

○市民

- ・すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりに、「我が事」として取り組む。
- ・近隣に住む人に関心をもち、困っている人・生きづらさを感じている人がいないか、気を配るとともに、地域の問題について、地域で情報を共有し、困りごと解消のため、知恵を出し合う。
- ・自分の地域で必要とされている活動は何かを考え、自分ができることから活動するように努めるとともに、隣近所の人を誘い合い、活動の輪を広げる。
- ・健康づくりや介護予防のため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、生活習慣病を予防し、健康の保持増進に自ら主体的に取り組む。
- ・要介護状態等となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切なサービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める。
- ・高齢期を迎える前から、様々なリスクが自分自身にも起こりうることを捉え、高齢期にどのような生き方を望むか、人生の最終段階においてどのような医療を受け、どこで終焉を迎えたいかを考え、そのために必要となる備えを行う。

○保健・医療・福祉・介護関係者

- ・質の高いサービスを提供するため、自ら知識や技術の習得を続けるとともに、事業者は、従事者向けに、基礎的、専門的な研修を実施する。
- ・高齢者の日常生活に関わる多様な職種が、「自立」の概念を一致させて連携を図る。
- ・単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、「その人らしい暮らし」を考えながら、自立度を高め、生活の質の向上を目指すという視点で必要な支援を行う。
- ・自らの専門分野について市民へ啓発することや、施設が保有する敷地・地域交流スペース・設備等の貸出しや専門職による助言など、地域の支え合い活動を支援する。サービス利用者や患者が「地域で暮らしている」ということを考慮して、生活を取り巻く環境づくりに資する支援を行う。
- ・介護・福祉サービスの事業者は、ロボット・ICT等の活用、施設の多機能化などにより、介護・福祉サービスの生産性や利用者の満足度の向上、職員の待遇改善を図るとともに、地域ニーズに応じた新たな生活支援サービスを無料または安価で提供する。

○企業・NPO

- ・従業員が高齢になったり、病気や障害を抱えるようになったりしても、長年の経験や知識、その人ならではの強みを生かして働き続けられる環境づくりに努める。
- ・育児や介護などで、働き方を変える必要が生じてても、役割や就労場所・時間などを柔軟に変更することで、離職せずに働き続けられる制度、職場環境をつくる。

- ・地域貢献活動が、コミュニティビジネスの創造や従業員の視野・スキルの拡大につながることを理解し、従業員の業務時間外での地域活動を促進する。
- ・今後、増加が見込まれる健康・福祉課題をチャンスと捉え、新たな生活支援サービスを生みだし、地域の課題解決と地域産業の活性化、収益の確保が両立するコミュニティビジネスの展開を目指す。
- ・高齢期の準備段階にある40代、50代の従業員に対して、健康づくりや介護予防、生活設計についての啓発に努める。また、退職後には地域での活躍を期待されていることを啓発する。

○行政

- ・介護保険制度の適正な運営を図るとともに、本計画に基づく事業・施策を計画的に推進する。
- ・市内全域に統一的な仕組みを目指すのではなく、それぞれの地域にある既存の資源、NPOやボランティア団体、企業などの多様な主体の強みを生かし、地域のニーズや課題に適した仕組みづくりを支援する。
- ・ニーズに応じた包括的な支援が行えるように、福祉部門だけでなく、教育、住宅、雇用、産業部門等の連携を強化する。
- ・例えば、ダブルケアやヤングケアラー等について相談を受けた保育所・幼稚園・学校・市民センター等の職員が、適切に専門部署につなげられるようにするなど、社会資源の情報を整理し、関係者間での情報の共有化を図る。

2 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市政だよりや市ホームページの活用、出前講演の実施など様々な機会を通じて、広報・啓発に努めます。

3 進捗状況等の評価

本計画に掲げる理念や目標の達成に向けた取り組みについて評価・改善を行うため、保健・医療・福祉・介護関係者や学識経験者、市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催し、意見を伺います。

また、毎年度、それぞれの事業の活動内容・実績について、評価を行うとともに、事業効果の継続的な分析を行い、必要に応じて改善と見直しを進めます。

4 施策等の重点化

本計画の推進にあたっては、「北九州市行財政改革大綱」に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直し、選択と集中による公共施設マネジメント等に取り組みます。また、前述の評価や年度ごとの予算編成過程において、適宜、事業内容の精査と見直しを行います。

5 国・県における施策との調整

本計画における施策の推進にあたっては、国や県における諸制度や権限の見直しなどへの対応が必要となる場合があります。このため、社会情勢の変化や今後の見通しを踏まえ、国や県に対して必要な措置を求めるとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

第5章 具体的な取り組み

目標①

いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、いきいきと健康で、その能力を十分に発揮し、「支えられる側」ではなく「支える側」として生涯現役で、活躍できる社会づくりを進めます。

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・地域貢献の推進

高齢者にとって、日々の生活の中に生きがいや目標があると、生活に張り合いがでるだけでなく、心身の健康を保持・増進させる意欲も高くなります。このため、高齢者の多様なライフスタイルに対応する教養・文化活動、スポーツ活動の機会や情報の提供を行い、高齢者の生きがいを支援します。

また、高齢者のデジタル技術の習得を支援し、ボランティア活動や地域活動、就労などを通じた高齢者の社会参加の支援に取り組みます。

さらに、高齢期を迎えてもいきいきと充実した生活を送ることができるよう、高齢者だけでなく、若年世代に対しても、社会参加の重要性や高齢期の備えに関する意識啓発を行うとともに、地域活動の担い手の育成に取り組みます。

（基本的な施策1）高齢者の生きがいをづくり・仲間づくり

高齢者が日々の生活の楽しみや張り合いとなることを見つけることができるよう、教養・文化を学ぶ場や生涯スポーツ活動等に取り組む機会、スマートフォン等の活用方法を学ぶ場を提供します。

また、これらの活動の促進を行い仲間づくりや多世代交流を行いながら、いきいきと生活できる生きがいを支援します。

No.	事業名	事業概要
1	年長者研修入学校の運営	高齢者の生きがいをづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修入学校」で高齢者を対象と

		した講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業（シニアカレッジ）を開催します。
2	年長者減免対象施設広域連携事業	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など（福岡市、下関市、熊本市、鹿児島市の施設も一部含む）について、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示することで減免料金が適用されることになりました。
3	生涯学習活動促進事業	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を活かすことのできる活動機会を提供します。（生涯学習市民講座の開設、市民センターだより（館報）の発行、文化祭の開催、生涯学習指導者育成セミナーの実施）
4	生涯学習推進コーディネーター配置事業	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センターに配置します。
5	地域における伝統文化の発掘・継承	地域に根ざした固有の伝統文化については、人々の営みの中で大切に受け継がれてきたものであり、これを地域で次世代へ継承するため、指定された無形民俗文化財の保存継承活動などに対して支援を行います。
6	北九州穴生ドームの運営	高齢者をはじめとした市民の健康・体力づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。
7	全国健康福祉祭北九州市選手団派遣事業	各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に北九州市選手団を派遣します。
8	生涯スポーツ振興事業	各区における地域スポーツの普及振興を図るため、ニュースポーツ用具の整備及び各種交流大会を実施します。
9	市民参加型スポーツイベントの開催	北九州マラソン、市民体育祭、門司港レトロマラソンなど、市民参加型のスポーツイベントを開催し、多くの市民に参加してもらうことで、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、生涯にわたってスポーツを続けていく生活の土台づくりを推進します。

10	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業	「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多種目型のクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成を推進します。
----	---------------------	--

（基本的な施策2） 就労や特技・趣味をいかした社会参加の支援

高齢者にとって、自分の活動が誰かに喜ばれ、社会の役に立っていることを実感すること、その役割にやりがいを感じることで日々の生活の充足感を高めます。

このため、「いきがい活動ステーション」などを通じて、社会参加のメリットについて広く啓発を行うとともに、高齢者の意欲や培ってきた経験などに応じたボランティアや地域活動等について、情報提供や活動のコーディネートに取り組みます。

また、生産年齢人口の減少が続く中、高齢者は経済の重要な担い手となり得るとともに、就労している高齢者や働ける限りいつまでも働きたいという高齢者が増えていることから、「高年齢者就業センター」などを通じて、就労に関する情報提供や就職支援を行います。

No.	事業名	事業概要
12	高齢者いきがい活動支援事業	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供を「いきがい活動ステーション」およびホームページなどにて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。
13	高年齢者就業支援事業	北九州市高年齢者就業支援センターを拠点に、シニア・ハローワーク戸畑や北九州市シルバー人材センター等の関係機関と連携して、求職者支援や求人情報提供等、高年齢者の多様なニーズに応じていくきめ細やかな就業支援を行っています。
14	人生100年時代の「元気にお仕事」応援事業	就労にあと一歩踏み出せない高齢者の掘り起こしを行うことで、市内企業の人材不足解消を図るとともに健康寿命延伸に寄与していきます。
15	シニアの働きやすいお仕事開拓事業	シニア層が働きやすい多様な求人を開拓し、雇用のミスマッチを解消することで、高年齢者の就業率向上を図ります。
16	NPO・市民活動促進事業	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行います。

17	ボランティア活動推進事業	市内のボランティア活動の活性化のため、ウェルとばたと各区にある「ボランティア・市民活動センター」において、ボランティアのコーディネートや活動支援のほか、関係団体と協働して啓発や情報の収集などを行います。
18	年長者いこいの家	地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。 また、原則として、市での建替えは行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で、地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約化などを検討します。
19	新門司老人福祉センターの管理運営	高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。
20	市民センターの維持管理	住民主体の地域活動の拠点となる市民センターについて、適切な管理運営や必要な施設整備を行います。
21	老人クラブ活動の促進	老人クラブの地域社会における社会奉仕活動等を促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、老人クラブが、地域における世代間交流を深めるとともに、地域社会の一員として介護予防への取り組みを行うなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。 (単位老人クラブへの助成、市・区老人クラブ連合会への助成、高齢者の健康づくり支援事業、年長者の生きがいと創造の事業など)
22	高齢者ふれあい入浴事業	高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場(銭湯)において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。
29	敬老行事	長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。 (年長者の祭典、長寿祝金、長寿祝品、地域で行われる敬老行事への助成など)
再	介護予防・生活支援サービスの提供	
再	生涯現役夢追塾の運営	

（基本的な施策3）地域貢献につなげる仕組みづくり

地域貢献や社会参加への意欲が高い高齢者が、豊かな知識や経験をいかしながら、地域においてさらに活動の場を広げ、新たな展開へ進むことができるよう「いきがい活動ステーション」や「ボランティア・市民活動センター」、さらに地域支援コーディネーターとの連携による仕組みづくりを進めます。

また、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾、各種ボランティアの養成講座などの受講生に対し、具体的な活動とのマッチングを図り、地域デビューまでをプロデュースできるような仕組みづくりにより、地域貢献を主体的に企画・実施できる人材育成の強化に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
23	観光マインド育成事業	観光客に対し、本市の観光資源の魅力を伝えるため、毎年実施の「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、活動の場を提供します。
24	博物館ボランティア活動推進事業	博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説、普及講座・体験学習補助など活動の場を提供します。
25	美術ボランティア養成事業	美術ボランティアの活動の場として、来館者に展覧会や美術作品の価値や魅力を伝えるための解説をお願いしています。また、美術資料等の整理・分類、ワークショップ等の教育活動の事業支援を行う美術ボランティアの養成を促進します。
26	スクールヘルパーの配置	保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として学校に登録し、様々な知識や経験を活かしながら、学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行います。
27	家庭・地域・学校の連携推進	子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、家庭・地域・学校が一体となった取組みを推進します。 (生涯学習市民講座の実施)
28	まちの森プロジェクト～環境首都 100 万本植樹	未利用市有地や公園の一部を、無償で自治会やまちづくり協議会などの地域の自治組織に貸し出し、花壇・菜園や、植樹用の苗木の育成などに活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがいや健康づくり、多世代交流等を促進します。

30	市民活動保険	市民活動中の事故に対して一定の補償を行う保険制度を実施し、市民が安心して活動に取り組むことができるよう支援します。
31	生涯現役夢追塾の運営	退職後なども今まで培ってきた技術や経験を活かし、地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と養成を行う「生涯現役夢追塾」を運営します。
32	ボランティア大学校運営事業	地域ニーズに対応した研修内容の充実、研修機会の拡大に努め、地域福祉やボランティア活動を担う人材の養成を行います。 具体的には、校区単位の地域特性に応じた福祉講座や企業の社会貢献活動担当者を対象にしたセミナー等を開催し、地域や企業におけるボランティア活動の促進を図ります。
33	北九州市地域福祉振興協会補助	市内のボランティア団体等の実施する地域福祉事業への財政支援や市民啓発事業等、様々な事業を実施する「北九州市地域福祉振興協会」に対して助成することで、市民の地域福祉活動を推進する。
新	シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進	シニア世代が、これまで培った経験・人脈等を活かし、子どもや子育てを支える人材として十分活躍してもらえるよう、市の子育て関連施設や子育て支援事業などの中から、活躍が可能な場を集約し情報提供するとともに、子ども・子育て支援活動への積極的な参画を呼びかけていきます。
再	年長者研修大学校の運営	
再	高齢者のいきがい活動支援事業	

【施策の方向性2】主体的な健康づくり・介護予防の促進

人生 100 年時代の安心の基盤は健康であり、健康寿命の延伸が重要です。そのため、健康づくり・介護予防に関する正しい知識の普及・啓発とともに、取り組みのきっかけの提供、継続できる仕組みの構築、専門職と連携した主体的な活動を促進します。

（基本的な施策1）生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

健康寿命を延伸するために、高齢者の心身の特性を踏まえて、生涯を通じた生活習慣病等の重症化を予防する取組みと生活機能の低下を防止する取組み（介護予防・フレイル対策）の双方を一体的に実施していきます。国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業を接続させるとともに、切れ目のない支援を福岡県等と連携しつつ、健診・医療・介護のデータを分析して、健康課題を明確にし、効果的・効率的な保健事業を行うことで健康寿命の地域間格差を解消することを目指します。

また、死亡や重篤な後遺症を引き起こし、医療費・介護費の高騰を招く脳血管疾患・虚血性心疾患の最大の危険因子である高血圧を予防するため、日本高血圧学会など関係団体と連携し、「高血圧ゼロのまち」に向けた取り組みを推進します。

介護予防では、高齢者自らがフレイルの兆候に早く気づき対処できるよう、通いの場や広報媒体を通じて、例えば「後期高齢者の質問票」などを活用して、日ごろの健康状態等を自己チェックする機会を増やすとともに、高齢者の健康課題に応じて選択できる各種相談や介護予防教室を実施するなど、感染拡大防止対策とのバランスを取りながらフレイル対策を強化します。

コロナ禍においては、一人でも自宅や公園などで取組める介護予防活動について、オンライン配信などを併用した情報提供を行います。

また、効果的なフレイル対策に取り組めるよう、運動、低栄養改善、口腔ケアの専門職が連携して関与する仕組みをつくります。

No.	事業名	事業概要
新	「高血圧ゼロのまち」モデルタウン事業	死亡や重篤な後遺症を引き起こし、医療費・介護費の高騰を招く脳血管疾患・虚血性心疾患の最大の危険因子である高血圧を予防するため、日本高血圧学会など関係団体と連携し、定期的な血圧測定、ハイリスク者への保健指導、減塩の推進など「高血圧ゼロのまち」に向けた取り組みを推進します。
新	後期高齢者のデータヘルスの推進	本市の高齢者の生活習慣病等の疾病予防・重症化予防や介護予防・フレイル予防を一体的に実施し、市民の健康寿命の延伸を推進します。KDB システムを活用して、健康課題を分析・把握し、対象者を抽出して、国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護予防事業・フレイル対策を接続させ、福岡県等と連携しつつ、効果・効率的に実施します。

34	健康マイレージ事業	介護予防・生活習慣改善等の取り組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを景品と交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みを促進します。
35	健康診査	がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、これら疾患の疑いのある者や危険因子を持つ者をスクリーニングするため、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんなどの各種がん検診や、骨粗しょう症検診、基本健診を実施します。
36	口腔保健支援センター	歯と口の健康は、美味しい食事や家族・仲間との会話を楽しむ等、生活の質を図るための重要な要素であり、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯と口の健康づくりの一環として、歯科疾患の予防・早期発見を目的とした歯科健診や情報提供・普及啓発を実施します。
37	歯周病検診受診促進モデル事業	政令市の中で最も高額な歯周病検診の自己負担金を減額（５００円）し、受診率向上により全身疾患の重症化予防や医療・介護費の削減を図り、第二次北九州市健康づくり推進プランのスローガンである「健康（幸）寿命プラス２歳」を目指します。
38	北九州市国民健康保険 特定健診・特定保健指導	北九州市国民健康保険に加入する４０～７４歳を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者への特定保健指導を実施します。
40	介護支援ボランティア事業	高齢者の社会参加や地域貢献を奨励・支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげるため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金又は寄付することができる事業を推進します。
41	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域の住民主体の通いの場等に、運動・栄養・口腔分野の専門職等を派遣し、自立支援と地域づくりの視点から、効果的な介護予防技術の伝達や介護予防に関する人材の育成等を行います。
43	健康づくり推進事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、有識者等による講演会や相談会等の開催、運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室を実施します。
44	新しい介護予防・健康づくり事業	ふくおか健康づくり県民運動と連携して、幅広い年齢層を対象にした介護予防・健康づくり事業を行います。
再	介護予防・生活支援サービスの提供	
再	高齢者地域交流支援通所事業	

(基本的な施策2) 地域で取り組みやすく、継続しやすい仕組みづくり

主体的な健康づくり・介護予防を継続するため、市民センターや公園などの身近な場所を活用し、通いの場の充実、地域との協働を進めます。

こうした地域で交流もできる居場所づくりは、高齢者に限らず、仲間づくりや地域ネットワークの強化につながり、健康づくり・介護予防の取り組みを継続する支援になります。

また、高齢者が自主的に活動を継続し、地域に広がる活動になるよう、リーダー（普及員）等の人材育成・活動支援に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
45	高齢者地域交流支援通所事業	主として要介護状態等となるおそれがある、または要介護状態から改善した高齢者を対象に、介護予防・自立支援や生きがい活動に関する総合的なプログラムを実施する事により、介護予防・自立支援の普及啓発を行います。
47	高齢者のための地域づくり事業	市民センターなどを拠点として、保健師とともに地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。
48	市民センターを拠点とした健康づくり事業	市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により行います。
49	健康づくりを支援する公園整備事業	高齢者等の健康づくりのため、専門家の助言のもと、介護予防に効果的な7種類の健康遊具をセットで配置した拠点公園を整備します
50	健康づくり推進員の養成・活動支援事業	地域における健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーとなる健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う健康づくりや介護予防の普及啓発活動を支援します。
51	食生活改善推進員の養成・活動支援事業	食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会、ふれあい昼食交流会などの活動を支援します。
	食生活改善推進員による訪問事業	食生活改善推進員を対象に食育アドバイザーを養成し、高齢者宅を訪問して、食事等に関する状況確認や助言を行うとともに、虚弱者を把握し、必要な支援につなげます。

53	地域介護予防活動実践者支援事業	本市オリジナルの介護予防体操（「きたきゅう体操」、「ひまわり太極拳」）や公園の健康遊具を用いた介護予防の普及教室や体験会の実施により、地域で介護予防の取り組みを進めるとともに、地域で介護予防活動を推進する普及員を育成し、活動を支援します。
54	地域認知症・介護予防活動支援事業	高齢者が要支援・要介護状態になることの予防（認知症予防も含む）を目的に、地域の通いの場において専門職による健康教育・健康相談を実施するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。
再	地域リハビリテーション活動支援事業	

※介護予防・日常生活総合事業のイメージ図挿入予定

目標②

高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域づくりを進めます。

【施策の方向性1】見守り合い・支え合いの地域づくり

今後、さらに人口減少・高齢化が進展し、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加、社会的な孤立などの対応困難な事案の増加も見込まれるため、行政はもとより、誰もが地域の一員として、見守り合い・支え合いのできる地域づくりを進めます。

（基本的な施策1）地域の見守り合いの支援

地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組みを推進し、市民と接する機会のある企業や地域団体、民生委員や福祉協力員等の地域での見守りのネットワークの充実と強化を支援します。

また、誰もが地域社会の構成員としての意識をもち、役割を担い、見守り・見守られる側になる意識を持つこと、相談しやすく偏見がない社会を進めることが今後ますます重要になります。高齢者をはじめ、誰もが地域の見守りの担い手となるよう、啓発に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
55	いのちをつなぐネットワーク事業	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。
56	民生委員活動支援事業	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。

57	高齢者住宅等安心確保事業	ふれあいむら市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う、生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。
58	市営住宅ふれあい巡回事業	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。
59	あんしん通報システム事業	在宅高齢者や重度障害者等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、通報装置を介して健康や生活など日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

（基本的な施策2）地域での支え合いの充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、公的なサービスや家族だけでなく、近所の人や友人など地域での支え合いも大切です。地域でのボランティアや住民組織の活動など地域の支え合いの大切さや必要性の周知をはかります。

また、地域によってさまざまな生活課題があるため、校（地）区社会福祉協議会などを核に、多様な住民や団体が地域の困りごとなどを話し合う場として、校区の作戦会議（協議体）を推進します。地域支援コーディネーターは、地域の特性にあわせ、関係者と連携し、校区の作戦会議（協議体）や住民主体の支え合いの基盤づくりを支援します。

No.	事業名	事業概要
60	地域支援体制整備事業	住民主体の高齢者支援体制を構築するため、「校区の作戦会議」を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援する。
61	いきいき安心訪問の充実	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、軽単身のお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図る。

校区の作戦会議資料挿入予定

国は、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」を公表、平成27（2015）年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」を策定、平成29（2017）年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方は法律上に位置づけられました。さらに、令和元（2019）年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市では、平成27（2015）年3月に「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市版オレンジプラン）」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に、総合的な認知症対策を推進してきました。その後、平成30（2018）年3月に北九州市版オレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する（普及啓発）、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する（支援体制）、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する（本人重視）を基本方針とし、さらなる認知症対策の推進に取り組んでいます。

（基本的な施策1）認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進

誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。このため、市民一人ひとりが認知症への理解を深め、認知症は誰にとっても身近な病気であることを社会全体で確認しあい、認知症の人やその家族を地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。これらの取組は、地域の一員として自分自身が安心して暮らしていくためにも重要であり、そのためには、全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが必要です。

＜施策1－1 認知症の正しい知識の普及促進＞

認知症に対する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指し、10万人に達成した後も一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの養成にあたっては、これまでと同様に地域で見守り活動をしている自治会等に加え、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員、さらに、人格形成の重要な時期である子ども、学生に対して、養成講座の受講を積極的に勧奨し、より多様な認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

＜施策 1－2 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進＞

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

そこで、認知症サポーターは、できる範囲で手助けを行い、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

また、認知症サポーターがそのような活動に積極的に参加する動機付けのあり方についても併せて検討していきます。

＜施策 1－3 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築＞

認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を考えるきっかけとなり、また、多くの認知症の人に希望を与えることができると考えられます。

そこで、認知症の人に、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへ協力する機会や、認知症啓発に関するイベントで自らの言葉で自身の思いなどを発信する場を設け、認知症になっても希望を持って前向きに暮らしている姿を積極的に発信していきます。

No.	事業名	事業概要
62	認知症啓発促進事業	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを行います。そのため、認知症啓発月間による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。
63	認知症サポーターキャラバン事業	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。
72	認知症地域支援推進員配置事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	認知症等による行方不明者の搜索模擬訓練普及事業	
再	認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム	

（基本的な施策２）認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人が少しでも早く必要な医療や介護サービス等につながるすることが大切です。認知症の早期発見・早期対応では、本人のみならず家族や周囲の人たちも認知症を正しく理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくとともに、より身近な地域にある医療機関や介護事業所なども、認知症の人に最初に接する相談窓口としての意識を持つことが重要です。

このため、認知症の発症予防や発症初期から急性増悪時など、容態の変化に応じた本人主体の医療・介護体制を構築することができるよう、地域での重要な社会資源である保健・医療・福祉・介護の関係機関や専門職の有機的・包括的な連携を推進します。さらに、市民に対する認知症の正しい理解を広げていくとともに、医療・介護従事者等の専門職がこれまで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成に取り組みます。

＜施策２－１ 認知症の早期発見・早期対応＞

本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族の受診への抵抗感を軽減できるよう、平成 12（2000）年度から認知症の専門外来として「もの忘れ外来」を設置するとともに、かかりつけ医等の認知症対応力の向上による早期発見から早期対応までスムーズに行える医療・介護の連携体制の構築に取り組んでいます。さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の一層の強化にも取り組んでいます。

＜施策２－２ 地域での生活を支える医療・介護体制の構築＞

認知症の人の地域での生活を支えるためには、適時・適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。本市では、認知症の発症初期から、状況に応じた、医療と介護が一体となった支援体制の構築に取り組んでいます。

今後、より身近なかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るとともに、公益社団法人北九州市医師会と協力して、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、ＢＰＳＤや身体合併症に対する急性期医療など、継続した医療・ケア体制の構築に取り組んでいくとともに、地域包括支援センターや介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター、初期集中支援チーム等の関係者が有機的に連携できる体制づくりに取り組んでいきます。

＜施策２－３ 医療・介護サービスを担う人材育成＞

保健・医療・福祉・介護の専門職であっても、医療機関や介護保険施設等の中には、合併症等を有する認知症の人への対応に苦慮することがあります。このため、早期発見・早期対応だけでなく、適切な医療・介護サービス提供のため、専門職などの医療従事者に対する認知症対応力向上研修や、認知症介護の指導的立場の者や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組めます。

No.	事業名	事業概要
66	認知症初期集中支援チーム運営事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。
67	認知症サポート医養成事業	認知症の専門医であり連携の推進役でもある「認知症サポート医」を養成するとともに、気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来協力医療機関」を設置し、地域や関係者が有機的に連携し、認知症の早期発見・早期対応を目指します。
68	認知症疾患医療センター運営事業	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。
69	かかりつけ医認知症対応力向上研修事業	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図ります。
70	医療従事者等向け認知症対応力向上研修事業	病院勤務者等に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、病院における認知症の人の手術や処置などの適切な実施の確保を図ることを目的とした研修を行います。
71	認知症介護研修事業	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。
再	認知症地域支援推進員配置事業	

（基本的な施策３）認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。また、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人のＱＯＬ（生活の質）の改善にもつながることから、もっとも身近な介護者である家族の精神的・身体的な負担を軽減することが重要です。また、高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者が今後増加していくものと考えられており、介護者の生活と介護の両立を支援していきます。

＜施策３－１ 認知症の人を支える家族等への支援＞

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。このため、悩み事やつらさなどを分かち合える認知症介護家族交流会や気軽に相談ができる認知症・介護家族コールセンターなど家族への相談支援に取り組みます。

＜施策３－２ 認知症の人の安全確保＞

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守り体制や認知症の人が自宅から外出して道に迷ってしまった場合の捜索体制が不可欠です。このためには、警察等の関係機関はもとより、地域や企業・団体等と連携して認知症の人の安全対策に取り組む必要があります。このため、認知症になってからもできるだけ住みなれた地域で暮らしていけるよう、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人が行方不明となった想定の新規捜索模範訓練の更なる拡大に向けた支援を進めていきます。また、認知症の人が行方不明になった場合には、ＧＰＳを利用した位置探索やＳＯＳネットワークシステムによって、行方不明者の早期発見・早期保護につなげる仕組みづくりと安全確保に取り組みます。

＜施策３－３ 地域での日常生活の支援＞

身近な地域で日常生活を送る上では、認知症の人やその家族が、気兼ねなく立ち寄れる居場所や、ちょっとした相談や悩みを打ち明けられる場が必要とされています。そこで、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェの普及や認知症カフェ同士の横のつながりができるような施策に取り組んでいます。

さらに、コロナ禍のような人と人とが集まるのが難しい場合における認知症カフェのあり方について検討していきます。

また、各々の認知症の症状に最も適する行政サービスや相談先等の社会資源に加え、その時々が必要とする情報や認知症の人との関わり方がひとつにまとめられた、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する正しい情報を広めていくよう取り組んでいます。

No.	事業名	事業概要
73	認知症カフェ普及促進事業	認知症の人を支える仕組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。
74	認知症高齢者等位置検索サービス	認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくことで、万一、所在不明になったときに、家族などが位置情報を探索できるサービスです。
75	認知症等身元不明者一時保護事業	保護された高齢者等が、認知症などにより身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ります。
76	認知症介護家族交流会	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。
77	認知症・介護家族コールセンター	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。
78	高齢者見守りサポーター派遣事業	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。
80	認知症の人と介護者の支援事業	認知症の人やそのパートナー（家族を含む支援者）が、自身の認知症に対する偏見やネガティブな感情を払拭し、「認知症とともに歩む」という視点を持って暮らせるよう、同じ立場の人同士が集う場づくりなど、認知症の人とそのパートナーの精神的なケアに取り組みます。
64	認知症等による行方不明者の搜索模擬訓練普及事業	認知症高齢者等が行方不明になったという設定のもと、地域が一体となって搜索活動の訓練を行えるよう取り組みを推進し、行方不明となった高齢者の早期発見につなげます。
65	認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム	認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、所在不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図る仕組みです。

（基本的な施策４）認知症予防の充実・強化

一般的に、加齢に伴って、一度習得した認知機能（記憶力・判断力）は徐々に低下していきます。認知症とはこの一度習得した認知機能（記憶力・判断力）が、著しく低下し、日常生活に支障が生じるようになった状態をいいます。高齢期に認知機能（判断力・記憶力）が低下する原因は、加齢や脳の機能を使わないことによるもの、病気によるもの等があります。しかし、全ての人に認知症の症状が現れるわけではありません。

また、認知症ではないが、まったく健康な状態でもない、その中間にある状態を「軽度認知障害（MCI）」といいます。軽度認知障害（MCI）は、そのまま認知症に進行する場合や改善・維持できる場合があります。この段階で認知症を予防するための取組を行うことが大切です。

＜施策４－１ 市民の予防に関する知識と意識の向上＞

認知症予防については、現時点において、「こうすれば認知症にならない」といった科学的な根拠は確立されていませんが、研究の結果、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

それらの科学的知見を適宜情報収集し、市民に啓発するとともに、地域において高齢者が身近に通える場等の拡充に取り組めます。

＜施策４－２ 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進＞

認知症を予防するには、正しい生活習慣とともに、脳の血管を守ること、脳の血液の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることも大切といわれており、これは、生活習慣病予防、介護予防と同様です。生活習慣病予防や介護予防は、長期的にみると認知症予防ともいえます。

本市では、生活習慣病予防や健康づくりなど介護予防と認知症の支援を一体的かつ総合的に進めていくための拠点として設置した認知症支援・介護予防センターを中心に、さらなる認知症予防・介護予防の取組を推進します。

No.	事業名	事業概要
81	健康教育	生活習慣病予防・重症化予防、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のために区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行います。
再	地域認知症・介護予防活動支援事業	

（基本的な施策５）若年性認知症施策の強化

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症です。

厚生労働省によると「日本医療研究開発機構認知症研究開発事業」（令和2（2020）年）において、若年性認知症の有病者数は全国に3,57万人（18～64歳人口10万人あたり50.9人）と推計されています。これを、北九州市の人口により推計すると、市内の若年性認知症者数は、令和2（2020）年3月末時点で約260人となります。

若年性認知症の人については、生活費や教育費などの経済的な問題や、本人や配偶者の親等の介護と重なるなど、若年期特有の特徴があるため、さまざまな分野にわたる支援を総合的、継続的に取り組んでいくとともに、若年性認知症の人の仕事や介護・障害サービスの利用状況についての実態把握に取り組んでいきます。

推計値：513,962人 ÷ 10万人 × 50.9人 = 約260人

（令和2（2020）年3月31日 18～64歳 人口統計：513,962人）

＜施策５－１ 若年認知症の早期発見・早期診断＞

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、本人や周囲の人が何らかの異常に気付いても受診が遅れることが多いといった特徴があるため、若年性認知症についての普及啓発を進め、早期発見・早期対応へつなげる必要があります。

そこで、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのパンフレット等の作成・配布のほか、支援者向け研修会等を開催し、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の促進に取り組めます。

＜施策５－２ 若年性認知症の支援体制の強化＞

若年性認知症の場合、一般的に介護サービスが利用できる年齢（65歳以上）よりも若いことが多く、他のサービス利用者との思いの共有が難しいこと、就労や生活費や子どもの教育費等の経済的な問題、本人や配偶者の親等の介護の複数介護、居場所づくり、就労・社会参加など、その状態や環境に応じて、個別に支援する体制が求められています。そこで、若年性認知症コーディネーターを中心として、若年性認知症の人が発症初期の段階から、その症状、社会的立場、生活環境、本人の意思等に応じた医療や介護サービス・障害福祉サービス、雇用の継続、障害年金の受給、障害者手帳の取得など、適切な支援が受けられるように本人の視点に立った医療、介護、福祉、就労における連携体制づくりに取り組めます。

No.	事業名	事業概要
82	若年性認知症対策事業	若年性認知症への理解や早期受診に向け、若年性認知症の人と家族、支援者向けのパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行います。
再	認知症サポーターキャラバン事業	

（基本的な施策6）地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

認知症を発症すると、本人や家族は介護をはじめ日常生活で様々な問題を抱えることになります。こうした問題を解決し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、周囲のサポートが必要であり、地域・民間・行政が共通の認識をもち、様々な形で連携を深め、認知症の人やその家族を支援していくことが重要です。

このため、市民や様々な分野の関係者による具体的な連携方策の検討を進めるとともに、あらゆる機会を活用した、多世代にわたって認知症について学ぶことのできる環境づくりの取組も充実していくことが必要です。また、認知症は誰もがなる可能性があることから、市民一人ひとりが認知症を自分自身の問題と認識することで、認知症に対する理解と支援の輪を大きく広げていくことも重要です。

＜施策6－1 認知症の人やその家族の視点の重視＞

これまでの認知症施策は、ともすれば、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったことから、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発を進めるほか、認知症の人が希望を持って生きていくことができるように、初期段階でのニーズ把握やいきがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていきます。

＜施策6－2 協働の取組の推進＞

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して、地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

このため、地域住民や医療・介護関係者はもとより、小中学校をはじめとする教育機関や企業等に対しても予防も含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、企業等に対しては認知症の家族を介護している従業員への理解と支援の必要性についての啓発に取り組みます。

また、認知症等による行方不明者の捜索問題に関しても、個人情報取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等と一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

No.	事業名	事業概要
83	関係機関との連携体制構築事業	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体を設置し、地域・民間・行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築します。

【施策の方向性3】家族介護者への支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、高齢者の介護を担う家族（家族介護者＝ケアラー）の孤立感をなくし、家族介護者の不安や負担の軽減につながるような支援策を推進します。

高齢化の進展により、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」、高齢の親が無職独身の子を扶養している、いわゆる「8050問題」、育児と介護を同時に担うダブルケア、大人が担うようなケアの責任を子どもが引き受けているヤングケアラー、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」問題など、多様な課題が指摘されています。こうした現状を踏まえ、地域社会全体で高齢者と家族介護者を含む世帯を共に支える社会を推進します。

（基本的な施策1）見守り・支え合いの当事者を増やす

介護する家族は、「将来への不安」「介護の負担感」「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」など、様々な悩みを抱えているため、周囲の人が介護者の負担を理解し、気にかけていることが重要です。このため、地域の人が見守り・支え合いの当事者として、必要に応じて専門機関につなげていく意識付けに取り組みます。

また、介護や医療の関係者は、高齢者本人だけでなく、その家族の生活環境や状況を垣間見る機会も多く、気づきが支援や改善につながることを期待できることから、専門職への研修を実施するなどして、啓発に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
再	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	
再	地域包括支援センター運営事業	
再	かかりつけ医認知症対応力向上研修事業	

（基本的な施策2）介護者の孤立感をなくす

家族介護者の不安や負担を軽減するためには、必要な支援やサービスにつながるよう、適切な助言・情報を得られることが重要です。このため、相談窓口を利用できる時間帯や場所などの多様化を図り、相談体制の強化を図ります。

また、多様な課題を抱えた世帯全体の適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関の連携強化を図り、必要に応じてアウトリーチの支援を行います。

さらに、家族同士の交流機会の提供を行い、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通じた孤立感の解消を図ります。

No.	事業名	事業概要
再	地域包括支援センター運営事業	
再	認知症カフェ普及促進事業	
再	認知症介護家族交流会	
再	認知症・介護家族コールセンター	
再	高齢者見守りサポーター派遣事業	
再	認知症の人と介護者の支援事業	

（基本的な施策３）家族介護者の生活を支援する

家族介護者自身の生活を支援するため、介護に対する理解を深めるための啓発や適切な介護技術の向上に資するための研修や男性の介護への参画促進などにより、介護者の心身の負担を軽減できるような社会づくりを目指します。

また、就労している家族介護者の負担軽減のためには、企業等事業者の理解が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、事業者に対し、介護に関する理解、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

No.	事業名	事業概要
84	高齢者排泄相談事業	尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できるように、排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を行います。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。
85	自殺予防こころの相談電話	悩みのある市民に対し、敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口として、専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行います。
86	介護教室の開催	市民や専門職を対象に、実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士などが指導します。
87	介護男子講座の開催	男性を対象に、介護に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。
88	企業等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。

目標③

住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

【施策の方向性 1】地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。このため、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・介護・地域関係者の連携を強化し、身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、高齢者が持つ能力に応じ、地域の資源や福祉サービスを活用して、日常生活での活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで、その人の生きがいや自己実現を図り、生活の質を高める支援ができるよう、地域包括支援センターをはじめ地域の医療・介護従事者等の連携強化に取り組めます。

（基本的な施策 1）地域包括支援センターを中心とした相談と支援体制の充実

相談内容が複雑かつ多様化するとともに、相談者の生活パターンも多様化していることから、開設時間帯や場所を拡充する等、市民がより相談しやすい相談窓口の整備を進めるとともに、必要に応じてアウトリーチの支援を行う等地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実に取り組めます。

また、実際に、自分自身や家族のことで困りごとに直面したとき、すぐに相談できるように、高齢者だけでなく、現役世代の関係機関などを対象に、地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」等の相談窓口の一層の周知を図ります。

さらに、地域包括支援センターで開催している地域ケア会議を一層充実させ、事例検討から地域に共通する課題を発見・把握し、会議を積み重ねる中で地域関係者等とのネットワークの構築を進めます。

また、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。

No.	事業名	事業概要
89	地域包括支援センター運営事業	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化し、緊急時に対応するために「24時間365日緊急対応事業」を行います。「ダブルケア」等にみられる多様化するニーズや、「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。一方、これらにより構築されるネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。
90	地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進しています。
91	高齢者住宅相談事業	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の住宅生活を支援します。
92	介護サービス相談員派遣事業	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。
93	出張所の機能強化	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、烏郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。

（基本的な施策2）地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化

高齢者が在宅生活を継続し、医療や介護のサービスが必要となった高齢者の自立を支援するためには、医療、介護など様々な専門職が連携を深めることが重要です。

病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図ります。また、在宅医療の提供等に関係する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。さらに、多職種・多機関連携の更なる強

化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した①医療・介護等の情報を医療機関等で共有するシステム（とびうめ@きたきゅう）を中核とした、②病院の連携先がまとまった冊子（病院窓口ガイド）、③医療・介護連携のために市内医療・介護関係者が守る共通のルール（連携ルール）等の普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。

また、支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増える中で、高齢者本人やその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め、生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って活動すること（地域リハビリテーション）が必要です。

これらの取組が全市的に展開し、市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、医療機関等の協力を得て、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、リハビリテーションに関わる事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を推進していきます。

地域包括支援センターにおいては、自立支援や重度化防止の視点を踏まえた地域ケア会議の開催や、ケアマネジメント研修の中で、生活習慣病予防・重症化予防のミニ講座等を行い、ケアプラン作成にあたって医療との一層の連携を図ります。また、保健・医療・福祉・介護の専門職を始めとした地域の多様な主体への啓発や取り組みの支援を行います。

No.	事業名	事業概要
94	北九州医療・介護連携プロジェクト推進事業	病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図るとともに、在宅医療の提供等に関する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。また、多職種・多機関連携の更なる強化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した「とびうめ@きたきゅう」を中核としたプロジェクトの普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。
97	かかりつけ医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。

98	かかりつけ歯科医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。
99	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。
100	保険・医療・福祉・地域連携システムの推進	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取り組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。
101	地域リハビリテーション連携推進事業	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組みます。
新	地域リハビリテーション支援体制推進事業	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護事業所等の協力を得て、専門相談支援や支援者の育成・活用等リハビリテーションに関する事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化の推進を図る。
再	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	
再	地域ケア会議推進事業	

※地域リハビリテーション支援体制イメージ図挿入予定

【施策の方向性2】介護サービス等の充実

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者福祉施設の整備を含めた介護サービスの安定的な提供に努めるとともに、多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度を適正に運営できるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取り組みを強化します。

加えて、感染症や災害の発生時に備え、介護事業所等の連携体制を構築し、介護サービスを継続するための備えを講じます。

（基本的な施策1）介護保険制度の適正な運営

公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置するとともに、認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医への研修の実施により、審査判定の適正化を図ります。

また、介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施するとともに、自立支援、重度化防止を進めるために、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの確認やケアマネジャーへの助言等を行います。

さらに、所得の低い高齢者に対して、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施します。

No.	事業名	事業概要
102	要介護認定の適正化	介護認定審査会の運営を1か所集中方式で行うことで、効率的に審査会を開催します。また、審査の公正・公平を確保するため、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及び主治医への研修などを実施します。要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的を開催します。
103	保険給付の適正化	介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。
104	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター等において、要支援1・2及び総合事業対象者に対し、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメント（ケアプラン作成等）を行います。また、適切なケアマネジメントを確立するための取組として、地域ケア会議やケアマネジメント研修の充実を図ります。

105	ケアフランチェックの実施	居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているか等について、検証を行います。
106	高額介護サービス費	介護保険サービスを利用している人に対し、1か月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。
107	特定入所者介護サービス費（補足給付）	市民税世帯非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。
108	社会福祉法人による利用者負担軽減	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。
109	申請による介護保険料の負担軽減	市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。
新	福祉用具等適正利用に向けた計画点検モデル事業	リハビリテーション専門職が、福祉用具の必要性や利用状況等について貸与計画等を点検し、高齢者の身体状況や環境に適した必要な福祉用具の利用につなげることで、介護保険制度の効果的な活用および高齢者の自立支援を推進する。

（基本的な施策2）介護人材の確保と定着

介護サービスに対する需要の増加が見込まれる中、介護サービスの担い手の確保、育成、定着は、介護サービスを安定的に供給していくうえで重要です。このため、ハローワークと連携しながら求職者に対する就労支援を行うほか、将来を担う子どもたちを対象に、介護の仕事の啓発やイメージアップに努めます。

また、介護事業所の経営者や管理者を対象としたセミナーの開催により、経営マネジメント力の向上を図りながら、介護職員の負担軽減やストレスケアなど介護の職場環境改善を支援し、介護人材の定着に繋がります。

他にも、急激に増加している外国人介護人材について、外国人を受け入れた事業所と協力しながら、外国人介護人材の育成と介護の質の確保に努めるほか、元気高齢者等の多様な人材の参入を促進するため、その支援のあり方について検討します。

さらに、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護サービスの質の向上に向けた取組みを地域全体に波及させることで介護業務に定着しやすい環境づくりに取り組みます。

なお、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進めるにあたっては、国の「第8期介護保険事業計画基本指針」を踏まえ、福岡県と十分な連携を図りながら、それぞれの役割を明確にしつつ、取り組んでいきます。

No.	事業名	事業概要
110	介護サービス事業経営者への研修	介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、労務管理や人材育成等をテーマとした職場環境の改善に資する研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。
111	魅力ある介護の職場づくり表彰	職員の人材育成や職場の環境改善に積極的に取り組む介護事業者を表彰し、人材定着に有効な取組みを市内事業者や市民に広く公開することで、介護職場の環境改善に対する意識の醸成を図ります。
新	介護分野の次世代育成事業	介護職の「仕事内容」や「やりがい」など高齢者福祉や介護サービスの魅力について、小学生、中学生、高校生、大学生に対し、介護事業所の職員等が出前授業を実施することにより、介護の仕事の意義の啓発とイメージアップを図り、将来的な介護施設や事業所への就労意欲の育成を促進します。
新	外国人介護人材育成支援事業	外国人介護人材に対する日本語や日本文化への理解を深める研修を実施することで、介護の質の向上を図り、介護分野への外国人の就労・定着を促進します。
	先進的介護「北九州モデル」推進事業	本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護サービスの質の向上に向けた取組みを地域全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。

（基本的な施策3）介護サービスの質の向上

質の高い介護サービスを提供するためには、介護従事者の知識や技術の習得が重要です。小規模な事業所では、専門的な研修を自ら実施することが難しい状況もあることから、全てのサービスにかかわる基礎的な内容や、職種・サービス別の専門的な内容について様々な研修を実施することで、介護サービスの質の向上を支援していきます。

なお、受講者の新型コロナウイルス感染症への感染防止と利便性向上の観点から、オンライン研修を実施します。

他にも、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護サービスの質の向上に向けた取組みを地域全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みを実施します。

さらに、災害や感染症の蔓延時等の緊急時に必要な介護サービスが途切れることなく提供等できるよう、ケアマネジャーが事前に代替サービスを検討する等、介護サービスの継続に向けた啓発を行います。

No.	事業名	事業概要
112	介護サービス従事者への研修	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的研修やサービス・職種別の専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。
113	社会福祉施設従事者研修事業	老人福祉施設、障害者福祉施設などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。
再	介護予防・生活支援サービスの提供	
再	地域包括支援センター運営事業	
再	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	
再	先進的介護「北九州モデル」推進事業	

（基本的な施策４）地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後の高齢者数のピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設等の計画的な整備を進めます。

No.	事業名	事業概要
114	介護保険サービスの提供（施設・居住系サービスの提供）	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。
115	特別養護老人ホーム等の整備	在宅での介護が困難となった高齢者が入所する特別養護老人ホームや、認知症の高齢者が入居するグループホームを計画的に整備します。

116	特別養護老人ホーム等への入所円滑化の促進	特別養護老人ホームの入所については、申込者の要介護度に加え、心身の状況及び介護者の状況などを評価し、必要性の高い人から入所を行うことで、入所の円滑化を図ります。 また、その他施設等についても、入所の円滑化に取り組めます。
-----	----------------------	--

（基本的な施策5）在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実を図ります。

また、企業やNPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスの充実を図り、「介護予防・日常生活支援総合事業」を通じ、身体の状態、生活の状況に合わせて、より適切なサービスを選択することで生活機能の維持・向上を図り、身近な地域において、介護予防に継続して取り組めるよう事業間連携を図り、仲間づくりや地域活動へつなぐなど、自立支援に向けた支援を行います。

No.	事業名	事業概要
117	介護保険サービスの提供（在宅サービスの提供）	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。
118	介護予防・生活支援サービスの提供	要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・生活支援サービス（訪問・通所）について、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行い、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。また、要介護認定を受けた方が、地域とのつながりを継続できるように、総合事業の弾力化の検討を行います。
119	訪問給食サービス	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に変化があった場合には、関係機関への連絡などを行います。

120	日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者等に対して、介護保険の対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。
121	在宅高齢者等おむつ給付サービス事業	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
122	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。
123	在宅高齢者等訪問理美容サービス事業	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。
124	粗大ごみ持ち出しサービス事業	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
125	ふれあい収集	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を実施します。
126	在日外国人高齢者給付金事業	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。
127	市民への広報・周知	介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症などの精神上的の障害が理由で判断能力が十分ではない高齢者（以下、「認知症高齢者等」という。）が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民や地域及び関係機関等との協働により、高齢者の権利を擁護する取り組みを更に推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取り組みを推進します。

（基本的な施策1）高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利擁護を推進するため、令和元（2019）年5月に策定した「北九州市成年後見制度利用促進計画」に掲げた「基本的な考え方」を踏襲しつつ、成年後見制度の利用を促進するための様々な施策を継続的に実施します。

具体的には、認知症高齢者等が、成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備を推進します。

<施策1-1 成年被後見人と成年後見人の支援>

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

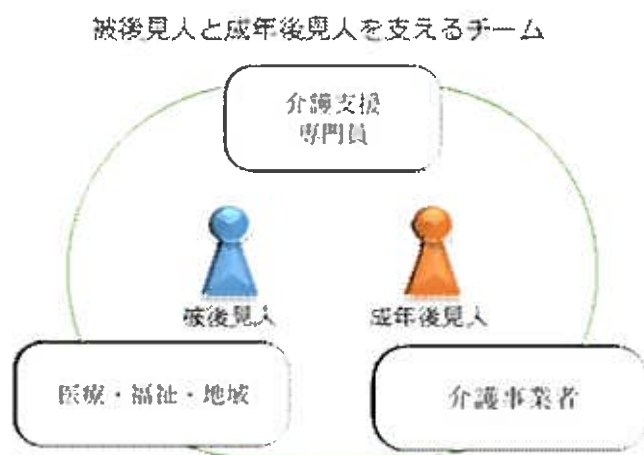
さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任があるため、精神的なストレスも大きいものがあります。

そこで、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

（１）チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。



（２）専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指していきます。

（３）意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年被後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理を実現するよう、取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

（４）集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族被後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年被後見制度や認知症等に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

＜施策１－２ 成年後見制度の利用環境の整備＞

成年被後見人からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉等の福祉サービス関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携（以下、「地域連携ネットワーク」という。）の効果的な運用を図るとともに、令和元（2019）年１０月に開設した、広報、相談等の機能を担う「北九州市成年後見支援センター」（以下、「中核機関」という。）を引き続き運営し、段階的な機能の充実を図ります。

（１）地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うよう、継続的に取り組めます。

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

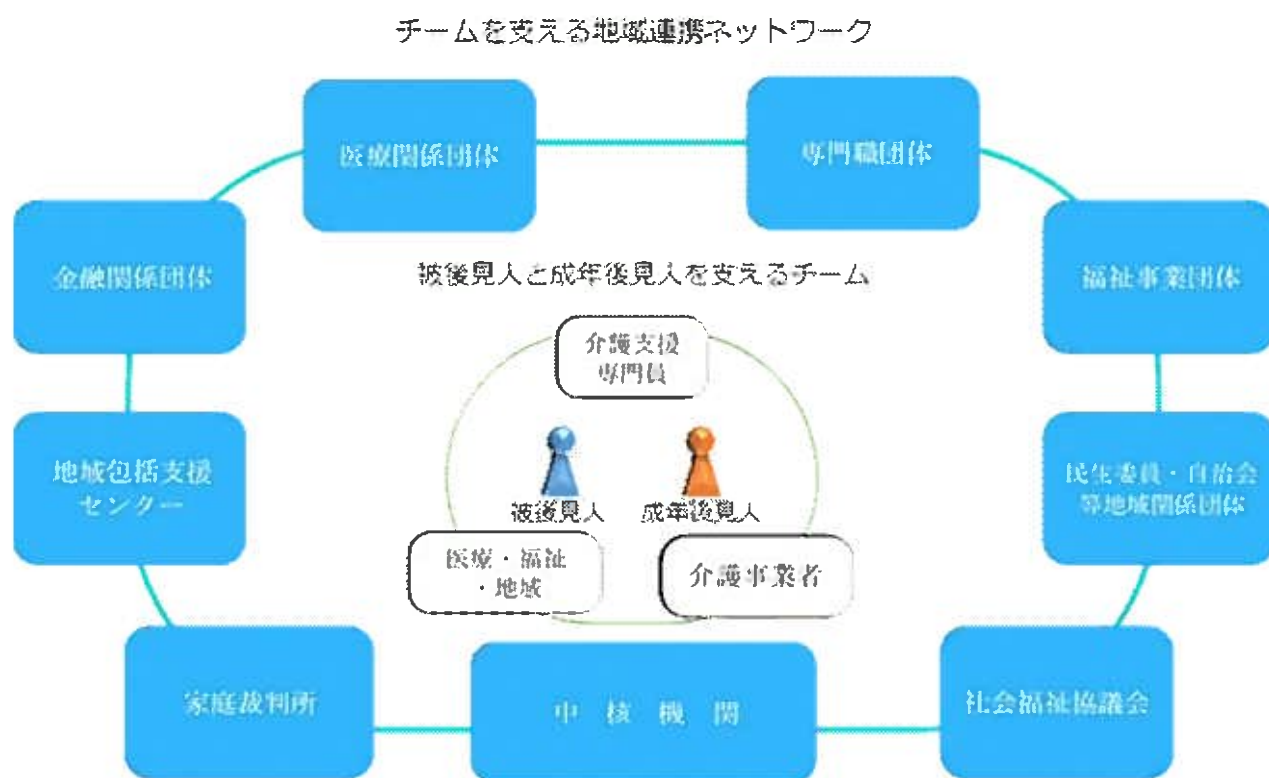
地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。



(2) 中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関は、地域連携ネットワークの中で司令塔的な機能を担いつつ、下記5つの機能を満たすことを目指しており、段階的な機能の充実及び促進を図ります。

ア 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、本人にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、適切な成年後見人等の選任や、選任後の本人の状況等に応じ必要な見直し（後見人等の交代など）を行えるよう、受任調整やモニタリングのあり方について、関係機関と協議、検討を進めていきます。

さらに、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。

また、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスである日常生活自立支援事業の利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、スムーズな移行を推進します。

エ 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

オ 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3) 関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

No.	事業名	事業概要
128	成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発、必要に応じて市長が家庭裁判所へ後見等の申立てを行います。また、生活保護受給者などの場合は、その申立て費用や後見人報酬を助成します。
129	成年後見制度利用促進中核機関設置運営事業	成年後見制度の利用が必要な対象者（認知症高齢者等で判断能力が十分でない人）のより一層の制度利用を促進するため、地域連携ネットワークによる被後見人及び成年後見人等に対する支援、制度普及のための啓発活動等を実施します。
130	あんしん法律相談事業	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。
131	地域福祉権利擁護事業	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供する社会福祉協議会の事業を支援します。
132	市民後見促進事業	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター（らいと）」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。また、市民後見人の個人受任による後見活動を支援するための相談・支援体制整備、賠償責任保険の費用負担を行います。

（基本的な施策２）高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取り組みを充実します。

No.	事業名	事業概要
133	高齢者虐待防止事業	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
134	高齢者虐待対応職員レベルアップ事業	地域包括支援センター職員を中心に、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の必要な知識の習得を図ります。
再	地域包括支援センター運営事業	
再	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業	

【施策の方向性4】安心して生活できる環境づくり

高齢者が人生の最期まで安心して生活できる環境づくりのため、多様なニーズに沿った住まいの確保、生活環境のバリアフリー化、外出支援・買い物支援の推進、防災・防犯対策など、様々な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

また、高齢者の新たなニーズや潜在需要に対応した新たなサービス産業の振興を支援します。

（基本的な施策1）高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が安心して暮らし続けるためには、住まいの選択や改修等、ライフスタイルに応じた多様な住まいの普及・確保や円滑に民間賃貸住宅に入居できるように支援する環境づくりが必要です。

そのため、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修費の助成を行うとともに、バリアフリー改修など、高齢者の身体状況に配慮したすこやか住宅の普及を促進します。また、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対する家賃補助やサービス付き高齢者向け住宅供給の推進、市営住宅の高齢者向けの募集枠の確保、整備・改善などに取り組み、高齢者に配慮した住宅の普及・確保を進めます。

さらに、持家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などに取り組むほか、高齢者の多様な住まい方を研究します。

No.	事業名	事業概要
135	サービス付き高齢者向け住宅の普及	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。
136	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。
137	市営住宅の整備事業（市営住宅の建替、新設）	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』（バリアフリー化）の住宅を供給します。
138	すこやか住宅改修助成事業	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消など）に改修する場合に、その費用の全部または一部を助成します。

139	すこやか住宅普及事業	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。
140	住まいの安全安心・流通促進事業	良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能を有する（又は耐震改修工事を行う）既存住宅（改修済物件含む）を購入・賃借又は相続（生前贈与含む）した方を対象に、自ら居住するためのエコや子育て・高齢化対応に資する改修工事に対して、その費用の一部を補助します。
141	市営住宅ストック総合改善事業（すこやか改善）	設区市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。
142	「北九州市居住支援協議会」の開催	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者住まい探しの協力店制度」の紹介や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度」等の情報提供を行います。
143	市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い年長者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による年長者の優先入居を実施します。なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。
再	高齢者住宅等安心確保事業	

（基本的な施策2）安心して外出できる環境づくり

高齢者の外出は、コミュニケーション機会の増加につながり、個人にとっても、社会にとっても重要です。高齢者が安心して外出できるよう、公共交通や交通事業者を補完するNPO・ボランティア団体の活動、地域の支え合いといった様々な主体の連携による高齢者の移動手段の確保に向けての取組を支援します。

また、定期的な関係団体との意見交換や公共施設周辺の現地点検を実施し、歩行者が安心して歩行できるように歩道等の整備に努めるなど、バリアフリー化の推進に取り組めます。

さらに、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者等の買い物支援を推進します。

No.	事業名	事業概要
146	人にやさしいまちづくりの推進	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重しあう「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
147	バリアフリーのまちづくり事業	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、さらには視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。
148	バリアフリーのまちづくり（建築物）	高齢者、障害者をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施する。
149	JR既存駅バリア解消促進等事業	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。
150	超低床式乗合バスの導入促進	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。
151	高齢者モビリティ・マネジメント	モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取り組みです。高齢者を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。
152	スポーツ施設 ユニバーサルデザイン化推進事業	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。
153	地域に役立つ公園づくり	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。
154	おでかけ交通	一定の人口が集積する公共交通空白地区において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者がジャンボタクシー等を運行します。 また、バス路線の廃止予防等のため、バス事業者が車両の小型化により路線を維持します。

155	ふれあい定期の発行	高齢者の外出支援を図るため、年齢が 75 歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売しています。また、平成 29 年 12 月から、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書 [※] の交付を受けてから 1 年以内の 75 歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金の割引を実施しています。
156	買い物応援ネットワーク推進事業	地域・事業者・行政などが参加した「いのちをつなぐネットワーク推進会議（買い物支援部会）」の開催、地域住民が主体となった買い物支援などの取組みを通して、地域住民と事業者、支援者をつなぐ体制の強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。
144	住民主体の地域づくりの促進	「地域総括補助金の交付」や「校区まちづくり支援事業」等、地域づくりに取り組むまちづくり協議会の活動を支援するとともに、地域コミュニティの重要性の理解促進を図ることを目的とした「地域の『ちから』報告会」の開催や地域団体へのまちづくり専門家の派遣など、住民主体の地域づくりを促進します。
145	まちづくりステップアップ事業	地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな市民活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。

（基本的な施策 3）安全・安心な環境づくり

高齢者が地域で安全・安心に日常生活を送れるよう、地域における防災対策や高齢者向けの防犯対策、高齢運転者に対する事業等を実施します。

災害時の避難行動要支援者に係る避難支援については、より実効性のある「自助・互助」を基本とする地域住民が主体となった支援づくりを目指し、地域の見守り活動を活用した事業実施のために、関係団体との連携強化を図っていきます。また、災害時に適切な避難行動をとるためには、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要です。

また、詐欺などの消費者被害対策、事故の未然防止対策など、高齢者本人や周囲への啓発を行い、地域住民が主体となった見守り活動などをより実効性のあるものとなるよう取り組みます。

さらに、昨今、生前に財産管理や葬儀などをどうするか整理しておく「終活」に関心が高まっているため、相談を受け付ける体制を整え、終活の重要性について周知、啓発に努めます。

No.	事業名	事業概要
157	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくりの推進	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）を名簿に登録・作成し、平常時から自治会（市民防災会）などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。

158	みんな de Bousai まちづくり推進事業	地域の防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害のある方、大学生、企業、NPO、子育て世帯など、地域の多種多様な住民が参加する住民主体の地区 Bousai 会議を設置し、当該地区における地区防災計画の策定を目指します。また、地域防災力をより高めるため、校区単位だけではなく、その他の単位（マンション、町内会等）での地区防災計画の策定を推進していきます。
159	住宅防火対策の推進	住宅火災による高齢者の焼死事故を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行う。また、高齢者宅の訪問活動を行い、設置義務化から 10 年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、高齢者世帯等を中心とした住宅防火対策を積極的に推進します。
160	福祉施設等の防火安全対策	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。
162	高齢者に対する救急対策事業	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施していきます。
163	高齢者に対する予防救急の普及啓発	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。 各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。
164	高齢者交通安全の推進	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚や交通安全知識の浸透を図ります。
165	高齢者に対する消費者被害対策の推進	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。
166	高齢者の犯罪被害防止の推進	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。
再	あんしん通報システム事業	

(基本的な施策4) 高齢者向けサービス産業の支援

地域の企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やICT技術も活用しながら、高齢者の暮らしを支援するサービスの提供や製品の開発・普及に取り組みます。特に、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取り組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。

さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルの構築や健康・介護など、市民生活の質の向上に貢献するビジネスの創出を支援します。

No.	事業名	事業概要
167	健康・生活産業振興事業	健康・介護・女性・若者、子育て・教育など、市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス（健康・生活支援サービス）の創出を支援し、健康に関するイベントの開催を行います。
再	先進的介護「北九州モデル」推進事業	

成果指標

本計画に基づく取り組みの成果について検証するため、以下の指標を参考とします。

目標	施策の方向性	主な指標	25年度	26年度	令和元年度 (現状)	令和5年度 (目標)
生涯活躍で活躍できるまち いきいきと健康で、	1 生きがい・社会参加・地域貢献の推進	就労している高齢者の割合（一般高齢者）	—	24.7%	29.8%	増加
		過去1年間に地域活動等に「参加したことがある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	36.4%	31.8%	30.4%	増加
	2 主体的な健康づくり・介護予防の推進	前期高齢者（65～74歳）の要介護認定率	—	5.7%	5.6%	減少
		健康づくりや介護予防のために取り組んでいることが「ある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	75.7%	68.3%	62.6%	増加
高齢者と家族が 支え合うまち	1 見守り合い・支え合いの地域づくり	「何か困ったときに助け合える人」が近所にいる人の割合（一般高齢者）	34.0%	30.1%	30.3%	増加
	2 総合的な認知症対策の推進	認知症になっても、自宅で生活を続けられるか不安と考える高齢者の割合（一般高齢者）	33.0%	35.0%	43.2%	減少
	3 家族介護者への支援	家族の介護について「負担である」と考える人の割合（在宅高齢者の介護者）	48.5%	38.1%	40.5%	減少
安心して暮らせるまち 住みたい場所で	1 身近な相談と地域支援体制（医療・介護の連携等）の強化	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合（一般高齢者）	36.1%	39.0%	41.8%	増加
	2 介護サービス等の充実	介護保険制度について、「よい」「どちらかといえばよい」と評価している高齢者の割合（在宅高齢者）	82.7%	82.0%	90.2%	増加
	3 権利擁護・虐待防止の充実・強化	虐待や財産をねらった詐欺など高齢者の権利を侵害するものに対する不安が「ない」とする高齢者の割合（一般高齢者）	55.7%	54.2%	45.5%	増加
	4 安心して生活できる環境づくり	移動に関して、「特に困っていることはない」とする高齢者の割合（一般高齢者）	63.3%	63.3%	57.2%	増加